

岩村通俊の「農工業ノ奨励」政策と  
札幌興産社との関係について

北星学園大学 経済学部  
増田辰良

2013年5月8日 No.13

〒004—8631  
札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号  
北星学園大学 経済学部  
メール・アドレス：[masuda@hokusei.ac.jp](mailto:masuda@hokusei.ac.jp)

このワーキングペーパーは著者個人の責任において書かれたものであり、北星学園大学は、発行管理のみを行っています。

## 岩村通俊の「農工業ノ奨励」政策と札幌興産社との関係について\*

### 【要旨】

初代北海道廳長官岩村通俊が推進しようとした「農工業ノ奨励」政策の一つに利子補給会社があった。利子補給会社とは工作製造事業を興す者の利益を保証する制度である。これは保護会社と呼ばれ、民間企業の中から将来成長発展しそうな会社・事業を選び、期限を決めて資金的援助をおこなうことであった。これにより民間企業が自己責任をもって成長するインセンティブを与える政策であった。北海道の開拓史において、しばしば直接保護政策の時代から間接保護政策への転換の端緒となった政策であると言われている。

当時、北海道において開墾事業と製藍事業に多くの実績を残していた札幌興産社も保護会社として認定された。本稿は、札幌興産社とこの政策との間にある幾つかの“謎”について考察し、産業構造の高度化政策のためには補完産業の育成が必要であったことを指摘する。つまり藍耕作、製藍事業を奨励するのであれば、その補完財となる産業や企業の育成が北海道においても不可欠であった。「農工業ノ奨励」政策にはこうした視点がなかったように思われる。北海道における藍耕作の盛衰を綿栽培、養蚕や染色業・紡織業との関連で考察してみる必要がある。

なお歴史上の疑問や謎はそれを解明する史実（史料）が存在しない限り、その考察は仮説の提唱に終止しがちである。本稿の考察も、この域を出るものではない。

*Keywords:* 開拓起業家、製藍業、保護会社、岩村通俊、札幌興産社、北海道廳、徳島縣。

*JEL Classification:* O14、R58、Z13.

### 1. 考察の背景と問題意識

明治維新以降における北海道の開拓政策は直接保護政策の時代（開拓使、3 県 1 局＝札幌懸、函館懸、根室懸、農商務省北海道事業管理局）を経て、間接保護政策へと転換する。この転換の端緒を開いたのは初代北海道廳長官岩村通俊であった。岩村長官の開拓政策論は明治 20 年 5 月の施政方針演説にみることができる。本稿の目的は岩村長官の「農工業ノ奨励」（『故岩村通俊事蹟』所収）に関する政策論のうち「利子補給会社」の認定に注目し、補給会社として認定され、当時、本道において開墾事業と製藍事業に多くの実績を残していた札幌興産社と、この政策との間にある幾つかの“謎”について考察することである。

なお、「農工業ノ奨励」政策には開墾奨励金もあったが、その基本となる（馬耕）農業保護法の存在自体が確認できないので、本稿ではその意図と奨励金の支給要領を紹介するにとどめる。開墾奨励金とは、岩村通俊が道廳長官に就任するまでの開墾事業の沈滞を払拭し、企業家や資本家による開墾を促進するための資金提供であった。その際、効率的な開墾方法であり普及しつつあった馬耕農業を優先的に保護するというものである。

利子補給会社とは工作製造事業を興す者の利益を保証する制度である。これは保護会社と呼ばれ、民間企業の中から将来成長発展しそうな会社を選び、期限を決めて資金的

---

\* 本稿の作成過程において、徳島県立文書館、徳島県立図書館、北海道立文書館、北海道立図書館が所蔵する資料を利用させていただきました。また、阿部敏夫先生から開拓農家に関する資料の紹介を受けました。記して、感謝します。

援助をおこなうことである。これによって民間企業が自己責任をもって成長するインセンティブを与える政策であった。

これらの政策資金は北海道廳の経費内で支出された。いずれの政策も政府の直接的な主導による移民奨励政策、民間事業の未発達や不効率な官営事業の失敗<sup>(注1)</sup>、これらにともなう政府財政の逼迫などを反省するところから発案されたものである。なお、間接保護政策として上記の資金補助に加えて、岩村長官は交通機関の整備、殖民地の撰定及び殖民地区画の整備等にも着手した。

札幌興産社は明治14年12月に徳島懸（徳島興産社）で設立され、翌年4月に後志国札幌郡篠路村に支社（篠路興産社）として入植した民間会社である。初代の社長は阿部興人、副社長は瀧本五郎であった。2人は兄弟であり、若くしてそれぞれ養子となっている。創業時の社則（定款）が入手できないので創業の目的を十分に調査できないが、『保護会社捷覧』の略記によると、興産社の設立目的は北海道の開墾であり、設立後7年間で開墾を終了し、墾成後は有志（会社の創立メンバー）たちで開墾地を分割所有するという事業計画を持っていたようである。こうした目的や事業計画年限は興産社に限らず当時の開拓“起業家”（例えば、開進社、赤心社など）たちが持っていた特長の一つである<sup>(注2)</sup>。

明治21年に徳島懸から本社を篠路村（篠路興産社）へ移し、さらに明治22年に札幌へ移して札幌興産社となる。その後、明治37年には売却されることになる。阿部興人と瀧本五郎の郷里である徳島懸は阿波藍とその製藍事業の本場であり、これらの開拓“起業家”たちも本道において開墾事業のみならず製藍事業に専念することになる。なお、製藍事業は明治30年に休止される。この休止も興産社をめぐる“謎”の一つである。

当時の開墾事業については「実に利益なき事業」であり、開墾地で栽培した作物の売値は安く、一方、すでに本道においても主食となっていた米の購入価格は法外に高かった。例えば、明治20（1887）年における米価について有珠郡西紋鼈村の篤農家佐藤栄三郎宅（4人家族）での年間支出額等を見ると、23円22銭8厘（23.228円）、数量3石8斗8升8合（38斗88）、1石当り6円であり、これに次いで衣類への支出額（1ヵ年12円、1人当り3円）が高い。

また、収穫した作物を売り捌く流通機構も十分に整備されていなかった<sup>(注3)</sup>。他方、藍は高価な商品作物であり内地（本州）での需要も見込めたので、興産社は開墾の不利を藍耕作で賄うという事業計画を進めた。

藍耕作の収益性についてみると、明治20（1887）年の勸農協会（明治14=1881年設立）が開催した農業集談會において瀧本五郎は藍1町歩当りの収入は100円、費用は55.27円、純益は44.73円と報告していた。この利益をもって、瀧本五郎は「藍ノ当道ノ地味ニ適シ且耕産中利益アル者タルヲ知ルヘシ」と発言していた。

また佐藤栄三郎も1反当りの収入は23.5円、費用は12.7円、純益は10.8円と報告していた。藍に次ぐ麻が6.88円であったことからすると、いかに藍の純益<sup>(注4)</sup>が高かったかがわかる。佐藤栄三郎も「本道自然ノ位置境遇ノ藍作ニ適スル実ニ如此ナレハ（中略）本道興産上最モ利益アル耕作物タル復ク疑ヲ容レサル」と発言している（『北海道農業発達史』上巻、p.36；原資料は『北海道庁勸業月報』第9号、付録明治廿年農業集談會報告 p.38、p.40、明治21年=1887年である）。

ただし興産社が頼みにしていた製藍事業の盛衰は激しく、常に好成果を上げたわけではない。開墾事業に必要な資金を株主から調達することもままならなかった。そこで利子補給会社の認定を受け、補給金を開墾事業の経費に当てるという事業計画を立てる。

そのため認定基準の一つである最低資本金額（3万円）を5万円にまで増資した。認定後は自社作藍の生産量を減らし購入葉藍を増やし、本業は製藍業となった観があった。

本稿が考察する第1の“謎”は興産社に限らず、開墾奨励金の支給が実施されたのか否かということである。これが実施されていれば、個人資本家や企業による開墾事業は成果を上げたことであろう。当時の土地政策は北海道土地払下規則(明治19年6月発布)に沿っていたが、この規則によると開墾者はまず土地の無償貸下げを受け、成墾後に1,000坪当たり1圓で払下げられることになっていた。特典として、払下げの翌年より10年以内は地租及び地方税が免除され、この免除期間は明治22年に20年間に延長された。開墾奨励金の支給が実施されたのであれば、税の免除とともに、対象者は2重の特典を受け、開墾事業へのインセンティブを高めたことであろう。

しかし、前述したように、この奨励金の基本となる(馬耕)農業保護法という名称の法律は現行法令、廃棄法令の中にも確認できない。さらにこの奨励金を支給した、受給したという史実も確認できない。これは、北海道廳が当初意図した馬耕農業の保護ではなく大農(馬耕と人耕を区別しない)による開墾・農業に補助金を支給するというように政策を転換したためであろう、と考えられる。

第2の“謎”は利子補給会社の認定についてである。興産社は「特別ノ御詮議ヲ以テ」出願し、「特別ノ詮議ヲ以テ許可」されている。すでに開墾事業と製藍事業において実績を残していた当社の出願と認定において、なぜ「特別ノ詮議」がなされたのか。興産社以外に5社(北海道炭鉱鉄道会社、北海道製麻会社、札幌製糖会社、紋鼈製糖会社、北海道興蚕会社、うち北海道興蚕会社<sup>(注5)</sup>への利子補給は実施されていない)が認定されているが、出願時に「特別ノ御詮議ヲ」求めているのは、当社と北海道炭鉱鉄道会社のみである。後者については、正副の社長及び理事を北海道廳長官が任免したり、運送回数を長官が命じることができるなど、私設の鉄道会社であるにも関わらず、官の介入や官から受ける制約が大きかった。そのため後に帝国議會衆議院(初期議會)で攻撃の的となるような物議を起こすことになる(『新北海道史 第四卷通説三』pp.40~41)。

純民間会社である興産社は、なぜ「特別ノ御詮議ヲ以テ」出願し「特別ノ詮議ヲ以テ許可」されたのか。もちろん認定された他社と興産社との経営状況、事業の将来性(「其成績大ニ望ミアルモノニシテ」)などを比較考量する必要はある。また保護会社としての認定基準を充たすか否かを単に精査することを「特別ノ詮議」といったのかもしれない。つまり「特別の精査」くらいの意味かもしれない。そうでないとすれば「特別ノ詮議」の内容をみることによって一当時、藍の他に本道では主要な商品(工芸)作物として大豆・小豆、菜種・亜麻などがあった<sup>(注6)</sup>—北海道廳が本道における製藍事業をどう評価していたのか知ることができる。また経済外的要因として興産社をめぐる政治的な人間模様を解明することもできるかもしれない。

本道における藍作は明治34年頃より衰退<sup>(注7)</sup>し始めるが、かつて藍作を奨励し、興産社に対して莫大な補給金を給付した北海道廳当局ですら「心機一転捨てて顧みざる」状態にあり、衰退の理由を製品の低価格、少額な産出額、長い製造日数、労働費用・資本利子の負担、販売方法の未確立、肥料と品質との関係が不明であるなど、を指摘していた(『北海道農會報』第13号、pp.55)。

こうした理由は興産社を保護会社として認定する以前から藍耕作、製藍事業においてすでに経験済みのことであった。一般的にみて、藍作は天候に大きく左右され、価格の変動も大きく、ある種投機的商品作物の性格を有していたからである。

そこで、興産社が保護会社に認定された明治21年以降を中心に本道における藍作につ

いて統計データをみておこう。前述したように、単年度における藍の収益性は高いことがわかる。単年度であれば、藍とその他の作物との収益性の比較、特定地域間（有珠郡、伊達村と徳島懸）での収益性を比較したものに富士田（1998、pp.184~189）があるが、それをみると道産藍の優秀性がわかる。

ここでは本道に限定して時系列的に藍作を評価してみる。表1はデータのそろった明治9（1876）年から興産社が製藍事業を休止した明治30（1897）年までの主要な農作物の収穫高とその価額の平均値と変動係数を算出したものである。比較の期間は全期間（A）、北海道廳が開設されて以降の期間（B）、興産社が保護会社であった期間（C）である。収穫高の平均値については単位（貫と石）の違いから、比較ができない。ただし藍の変動係数は興産社が保護会社であった期間中（C）に他の作物よりも大きい。価額の平均値をみると、藍は他の作物よりもはるかに金額が小さい。変動係数についても興産社が保護会社であった期間中（C）には、藍は他の作物よりも大きい。つまり、興産社の保護会社期間中は藍の収穫高と価額が大きく変動していたことがわかる。

次に、藍作の効率性（価額÷収穫高）を算出してみると、いずれの期間をみても他の作物に比べると藍は優れた作物であるとはいえない。また、変動係数の値が大きいことからすると、ある種投機的な性格を具えた商品作物であったことも想像できる。

表1. 主要農作物収穫高と価額の比較

		収 穫 高			価 額			価額÷収穫高		
		藍 (貫)	大豆 (石)	小豆 (石)	藍 (円)	大豆 (円)	小豆 (円)	藍 (円)	大豆 (円)	小豆 (円)
A. 明治9年～	平均	76,363	38,088	34,674	17,937	186,331	204,542	0.335	4.814	5.662
明治30年	変動係数	1.164	1.009	1.116	1.215	1.158	1.253	0.531	0.230	0.234
B. 明治19年～	平均	131,695	59,975	56,906	29,296	290,646	334,321	0.259	4.587	5.468
明治30年	変動係数	0.666	0.680	0.717	0.830	0.859	0.870	0.706	0.185	0.185
C. 明治21年～	平均	116,733	39,972	34,412	25,632	172,478	180,404	0.227	4.427	5.191
明治26年	変動係数	0.508	0.391	0.386	0.591	0.315	0.414	0.324	0.148	0.145

出所：『北海道庁勸業年報』各回より算出した。

表2は本道の主要な藍作地域における作付面積、収穫高等を比較したものである。行政区域の変更があるため長期間にわたる比較はできない。そこで興産社が保護会社であった期間中について比較する。どの地域も明治23・24（1890・1891）年に作付面積、収穫高を減らしているが、収穫高の減少については主に霜害によると説明されている。これ以外には販売経路が十分に整備されていないことが藍栽培へのインセンティブを削いだという指摘もある。

ほぼ毎年度、作付面積、収穫高とも有珠郡が最高となっている。平均値でも全道の約半分を占めている。興産社の葉藍の購入先は主に余市郡であったので、興産社が所在した札幌郡との数値を合算してもよいと思うが、有珠郡の数値はそれをも上回っている。札幌郡の作付面積に関する変動係数は小さい。これは興産社という葉藍の独占的な買入れ会社が存在したことが農家への安定的な藍栽培のインセンティブとなったからであろうか。1反歩当りの収穫高はどの地域も全道平均に近く、地域間格差も小さい。

表2. 主要な地域における藍作

	藍の作付面積(町)				藍の収穫高(貫)				1反歩収穫高(貫)			
	札幌郡	余市郡	有珠郡	全道	札幌郡	余市郡	有珠郡	全道	札幌郡	余市郡	有珠郡	全道
明治26年	70.2	67.9	237.0	434.5	22,778	1,966	82,950	126,147	32.447	28.954	35.000	29.032
25	69.8	18.0	132.0	258.8	2,100	6,300	42,240	85,017	31.232	35.000	32.000	32.850
24	44.4	1.3	132.0	213.1	11,170	309	39,600	62,816	25.158	23.769	30.000	29.477
23	87.3	10.0	61.8	213.0	27,876	4,200	16,297	63,480	31.931	42.000	26.371	29.803
22	132.1	73.9	389.7	754.9	44,796	25,865	99,764	216,267	33.911	35.000	25.600	28.648
21	64.4	35.2	229.7	419.4	30,386	14,080	74,300	146,670	47.183	40.000	32.347	34.971
20	11.0	19.7	105.6	152.5	3,282	6,941	43,143	59,178	29.863	35.233	40.855	38.805
平均値	78.03	39.6	196.7	372.2	20,341	8,523	54,621	108,511	33.100	29.310	33.190	31.780
変動係数	0.349	0.701	0.647	0.536	0.712	0.959	0.762	0.498	0.190	0.159	0.179	0.119

注. 『北海道庁勸業年報』は明治19年に第1回調査が報告されている。この年については有珠郡と全道のみ統計数値が掲載され、その他の地域については記載がない。

出所. 『北海道庁勸業年報』各回より算出した。

次に興産社についてみる。保護会社になる前で数値の確認できる年度について、収益をみると、明治19(1886)年度の営業収入は900円、営業支出は3,200円、明治20(1887)年の営業収入は8,525円、営業支出は9,480円であり、いずれの年度も赤字であった(『北海道庁勸業年報』第1回、明治19年；第2回、明治20年)。表3の中の職工と雇人を合わせた数を雇用者数とし、それを企業規模の代理変数とすると興産社は小規模企業であった。製造から販売までを全職員で担当するという職場環境であったかもしれない。事実、副社長であった瀧本五郎が原料の買い付けや製品の販売を担当していた(『北海道毎日新聞』明治33年5月27日・29日)。『北海道庁明治23年事業功呈報告』によると、社長1名、取締役3名、支配人1名、副支配人1名、製造係長1名、職工は男31名と報告されている。

表3. 興産社の企業規模

	資本金 (円)	払込高 (円)	1株 (円)	株主数	役員	職工	雇人
明治26年度	50,000	50,000	50	31	na	22	na
25	50,000	50,000	50	27	na	19	na
24	50,000	50,000	50	29	na	23	na
23	50,000	22,720	50	29	na	31	na
22	50,000	17,280	50	26	na	29	na
21	50,000	na	na	22	5	1	27
20	28,200	na	na	20	2	na	16
19	20,000	na	na	47	2	1	22

注. 統一した統計データやこれら以外の経営指標も入手できない。

保護会社の認定基準が製造会社なので明治21年以降の職工は雇人と同じ意味であろう。

出所. 『北海道庁勸業年報』第1回(明治19年)から第8回(明治26年)より作成した。

次に生産活動をみる。生産能力・設備に変化がないとすると原料の購入量には大きな変化もないはずであるが、例えば、『保護会社捷覧』(以下の表はすべてこの資料より作成した)より興産社が保護会社であった期間中の購入葉藍・生葉量をみると(表4参照)、ピーク時の3分の1にまで落ち込んでいる年度もある。製造品の葉藍をみても、原料の購入量と同じ現象が確認できる(表5参照)。このことから遊休能力のある不効率な生産がおこなわれていたことが想像できる。前述したように、これらの減少は霜害などの天

候の異変によると説明されている。この明治23年は全道でみても作付面積や収穫量が減少したが、その理由として天候異変や販路が十分に整備されていないために転作した耕作者が多数いたという指摘もある(『北海道庁勸業年報』第5回、明治23年、pp.43~44)。

なお『北海道庁勸業年報』(第10回、明治26年)によると、利子補給最終年の明治26(1893)年には自社作葉藍6,800貫、購入葉藍4万5,594貫390匁、合計5万2,394貫390匁を投入して製藍高2万2,271貫を得たという報告がされている。

表4. 原料購入量(本社の収穫品を含む)

	葉藍	指数	生葉	指数	合計	指数
明治25年度	1万5480貫275匁	67.93	1万7734貫800匁	58.07	3万3215貫075匁	145.76
24	1万1030貫800匁	48.41	1万5231貫500匁	49.88	2万6262貫300匁	115.25
23	1万6754貫580匁	73.52	4万5369貫32匁	148.58	6万2123貫612匁	272.63
22	3万4083貫420匁	149.57	3万535貫630匁	100.00	6万4619貫050匁	283.59
21	2万2786貫320匁	100.00	-	-	2万2786貫320匁	100.00

注. 指数は貫までの単位で算出した。

表5. 製造品

	葉藍	指数	藍錠	指数	藍玉
明治25年度	7406貫500目	54.17	418斤	1229.41	4782貫500目
24	6426貫目	47.00	213斤	626.47	-
23	1万1075貫目	81.01	3033斤	8920.58	-
22	2万1853貫目	159.84	34斤	100.00	-
21	1万3671貫672目	100.00	-	-	-

一方、興産社が本道の藍耕作農家から購入する原料の価格は藍耕作を奨励することから北海道廳長官の管理下におかれたのでほとんど変動がない(表6参照)。製品予定価格(約13貫目入り)は藍錠1斤が1円、下葉が6円、屑玉1貫目が30銭、上葉1俵が7円であり、藍玉の販売価格は平均1貫目当り78銭2厘と報告されている。その結果として、表7より営業収入と営業費用をみると、変動幅が大きく、5年間の利子補給期間において純益を得たのはわずかに最終年のみであった。つまり、利益保護をしても純益を生まない業種であるにもかかわらず北海道廳は興産社を利子補給会社として認定していたことになる。あるいはこうした業種であることを承知していたが故に「特別ノ詮議」をする必要があったのであろうか。なお、特約(委託栽培)制度をとっていた興産社は明治30年に製藍事業を休止するが、その2年前の明治28年4月には例年どおり、藍種子の貸付ならびに葉藍の売買契約の申し込み期限を5月30日として受け付けていた(『北海之殖産』第58号、明治28=1895年、p.245)。

表6. 葉藍の購入価格(10貫目当り)

	上等	指数	中の上等(中等)	指数	下等	指数
明治25年度	2円70銭	100.00	- (2円42銭)	(105.21)	1円70銭	94.44
24	2円50銭	92.59	- (2円20銭)	(95.65)	1円80銭	100.00
23	2円60銭	96.29	2円40銭(2円20銭)	96.00(95.65)	1円70銭	94.44
22	2円70銭	100.00	2円50銭(2円30銭)	100.00(100.00)	1円80銭	100.00
21	2円70銭	100.00	2円50銭(2円30銭)	100.00(100.00)	1円80銭	100.00

表7. 純・損益

	営業収入	指数	営業費	指数	純・損益
明治25年度	1万1510円30銭3厘	125.97	1万1078円10銭9厘	91.83	(純益) 432円19銭4厘
24	4965円66銭4厘	54.33	1万77円18銭4厘	83.53	(損益) 5111円52銭
23	9998円94銭4厘	109.42	1万2002円65銭	99.49	(損益) 2003円70銭6厘
22	1万5310円65銭	167.56	1万6881円31銭4厘	139.94	(損益) 1570円66銭4厘
21	9137円19銭2厘	100.00	1万2063円71銭	100.00	(損益) 1926円51銭8厘

注. 指数は円までの単位で算出した。

歴史上の疑問や謎はそれを解明する史実（史料）が存在しない限り、その考察は仮説の提唱に終止しがちである。本稿の考察も、この域を出るものではない。以下では、最初に興産社と北海道廳との関係を見る。次に、岩村長官の「農工業ノ奨励」政策を紹介し、興産社の利子補給会社となる出願内容、道廳からの指令と命令書を紹介し、「農工業ノ奨励」政策と興産社との間にある幾つかの謎を考察する。最後に、本道での藍作を奨励するには藍と補完関係にある紡織業、染色業、綿栽培業や養蚕業などを育成する必要があることを指摘する。

## 2. 興産社と北海道廳との関係

興産社が篠路村へ入植する以前より藍作は奨励されており、静内郡には開拓使の援助により藍靛製造所（明治12年から明治16年）が設置されていた。3県1局時代の最終年である明治18（1885）年には札幌懸勸業課が本道での栽培に適した藍品種を探すべく適正試験と藍作況調査をしていた（富士田、1995、p.145、p.147）。積極的な奨励政策をとった根拠は「藍ハ県下耕作物中将来収益ノ最大ナル見込アル」（『札幌県報』（第36号、明治18=1885年、p.12）という言葉に集約できる。

当時、まだ製藍場を所有していなかった興産社は明治17（1884）年に自社作葉藍を徳島懸へ移送し製品化しようとした。そのとき徳島懸は「藍商取締會所規則」をもって他府県生産の葉藍の移入を受け入れない方針を堅持していた。このとき札幌懸と農商務省とが徳島懸に掛け合ってくれたが移入は断固として許可されなかった（『阿部家文書』、文書目録番号734、『北海道毎日新聞』明治33年5月25日）。この件があってから札幌懸は本道で製藍事業を興すことを興産社に勧めている。札幌懸としては本道での製藍事業を成功させて徳島懸を見返してやりたいという想いがあったのであろう。

そこで興産社は自前の製藍場を建築する費用を入手するために札幌懸を通じて農商務省へ補助金の支給願いを出したが、この願いは叶わなかった。これは先の件から農商務省も許可しなくなっていたのであろう。もっとも「藍商取締會所規則」は明治15（1882）年に農商務卿の許可を得て制定されたものであり、その趣旨は「一つの會所を設置し、賣（うり）場先ノ區域及検査・方法等ヲ定メ、専ラ舊（きゅう）法ニ擬シテ藍商ヲ保護シ、永ク其ノ利潤ヲ享ケシメン事ヲ圖ルニアリ」であり、「素ヨリ他府懸産出ノ葉藍ヲ買入製造シ、當國産ニ模擬スル等の事ヲ禁ゼリ」「藍商ノ者、他國産出ノ葉藍・玉染等ヲ賣買又ハ製造スル事、（中略）許サザルモノトス」と規定していたので、ある種のカルテル行為を認める団体の設立を農商務卿が許可していたのであるから、興産社の出願が受理されなかったのも当然のことであろう（三木與吉郎編、1974、p.473、p.475、p.477）。

明治19（1886）年に3県1局の行政制度が廃止され、新たに北海道廳が設置される。初代長官に岩村通俊が就任する。岩村長官は高知懸出身であり、興産社は徳島懸出身者



によって設立されていた。出身が隣懸ということで互いに親近感があったかもしれない。これ以上に興産社は社長の阿部興人を通じて岩村長官とは親密な関係を持つことができた。岩村長官の秘書官と理事官はそれぞれ新居敦二郎と青江秀であるが、この2人は旧徳島藩士であることのみならず、阿部興人とは切り離せない人物であった。つまり彼らは旧徳島藩内で発生した騒乱事件（稲田騒動、明治3年＝1870年）に関係した間柄であった。騒動の首謀者として新居敦二郎の父（与一郎）は切腹刑に処せられ、阿部興人は無期懲役刑（明治6＝1873年に赦免）に処せられるという経験をしていた。

その2人の上司である岩村通俊が北海道廳長官に就任したのであるから、阿部→新居・青江→岩村長官というルートで資金提供やその他の用件がスムーズに処理されたであろうことは想像できる。あるいは直接的に阿部（興産社あるいは瀧本五郎）→岩村長官というルートも考えられる。例えば、興産社副社長の瀧本「五郎は身なりには全くむとんちゃくで、わらじばきのまま長官室に出入りし、ことに北海道開拓論では、よく岩村長官を相手に議論をたたかわせた」（『開拓の群像(上)』p.112）という逸話があるくらい興産社と岩村長官との関係は親密であったことがわかる。

開拓使時代、3県1局時代からおこなわれてきた北海道の開拓政策は岩村長官（道廳時代と呼ばれることもある）によって、大きく直接保護政策から間接保護政策へと転換される。ただし、道廳時代の初期には必ずしも間接保護政策が貫かれたわけではなく、岩村長官の政策方針はその端緒を開いたに過ぎないという酷評もある（『新北海道史 第四卷通説三』pp.32～33）。

岩村は長官就任後明治19（1886）年4月に篠路の興産社を視察している。その際、瀧本五郎は北海道における藍作、製藍事業の将来性を力説し、明治26（1893）年11月までを期限として事業費用3,500円の貸付を申し出る。この段階で岩村長官より内諾を得ている。かなり時間がすぎてから貸付ではなく、2,000円の補助金を支給するという指令を受け取る（明治19年11月24日）。このとき興産社は道廳勸業課へ藍耕作者を勧誘する手順、製藍の手引き、製藍品の販売方法、藍耕作および製藍費用の収支予算、事業補助金の使途見込み等からなる書類を提出している。貸付金が補助金に改善された背景には興産社→岩村長官→新居・青江という旧知の人間関係が反映されたのかもしれない。また、この補助金は翌年に発表される予定であった「農工業ノ奨励」政策の目的を先取りしたものであるとも言えよう。この補助金が支給されたことによって興産社の製藍事業は将来性のある事業の一つとして評価を受けたことになる。これ以降、道廳との関係はさらに親密化したことであろう。

### 3. 岩村長官の「農工業ノ奨励」政策

岩村長官の開拓政策は「自今移住ハ、貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン。是ヲ極言スレバ、人民ノ移住ヲ求メズシテ、資本ノ移住」を奨励すること、つまり本州の大資本を導入し企業的開墾を進めることであった。その政策論は明治20（1887）年5月に郡區長諮問会議でおこなわれた施政方針演説（「農工業ノ奨励」）にみることができる。「農工業ノ奨励」政策の根幹は農業と工業を振興するために利益保証（利子補給）をするという間接的な保護政策（「直接ニ、一私人ニ恵與スルノ保護ヲ為サズ、間接ニ公衆ニ利益ヲ與フルノ保護ヲ為サントス。」）を実行することであった。

「農工業ノ奨励」に基づく利子補給の条件と利子額は次のようであった。農業については開墾奨励金を支給する政策である。つまり（馬耕）農業保護法を制定し、個人また

は会社が満 5 年以内に 20 町歩以上の土地を開墾したときは、その費用を 1 反歩当り 7 円とし、開墾後 10 年間、その費用（利子）を下付（支給）する。その費用は 1 年 4 朱の割合で、10 年間の費用総額を算出し、初年度は 6 朱、第 2 年目と第 3 年目は 5 朱、第 4 年目から第 6 年目は 4 朱、第 7 年目から第 10 年目は 3 朱の割合で支給する、という内容であった。例えば、20 町歩を開拓すれば、10 年間で 2 万 2,400 円の補給を受けることができた。演説ではこの内容が発表された。しかし、この政策が実施されたという史実は確認できない。がしかし、法律に基づかない補助金が支給された可能性はある。

この政策を先取りするものに次の一件がある。岩村長官は新潟県民による開墾移住民（北越殖民社）へもその願い出を精査した上で「目的確實ニシテ将来殖民興産上有益ノ事業ト認メ」1 戸あたり 50 円を支給すること、北海道土地払下規則に拘わらず墾成後は無償付与すること、さらに 1 戸あたり 3 町歩を墾成したときは各戸へ 50 円の割合をもって 10 年間無利息にて貸与するという「特別の保護」を明治 19 年 9 月 15 日に内閣総理大臣伊藤博文へ上申している。

この北越殖民社本社と移住民たちが結んだ「互換定約書」の第 3 条第 4 款には「牛馬畊其他改良農具使用法等ハ本社ヨリ漸次傳教セシムベキ事」とあるように岩村長官が推奨しようとして企画した「馬耕農業」があった。さすがに無償付与は認められなかったが、この件も「農工業ノ奨励」を念頭においた措置であったと思われる。この保護費も道庁の経費から支弁された（公文類聚[こうぶんるいしゅう]作成部局内閣、件名番号 015）。

工業については「其事業ノ大小、難易公益ニ関スルノ浅深ニ應ジテ、相当ノ保護ヲ與フル」（「官立諸工場ヲ民業ニ移ス」）ために、「工作製造事業、即チ鐵道ヲ敷キ、水道ヲ架シ、或ハ海岸ノ埋立築出シテ爲スノ類、又ハ物産製造所ヲ新設スル如キ其成績大ニ望ミアルモノニシテ」かつ資本金 3 万円以上を投資したのものにはその資本金に対し、6 年間以内で 5 朱以下の利子を保証給與するという「保証給與会社」の制度を設けたことである。具体的には、株金募集の翌月から営業開始日までその払込金額に対して、年 5 朱に相当する利子を給付し、営業開始後純益の配当が 5 朱に達しない場合、総株（資本）金額に対して年 5 朱までの不足額を 6 年間以内で補給するというものである。いわゆる利益保証制度であった。「物産製造所ヲ新設スル如キ其成績大ニ望ミアルモノ」からすると前年に興産社が受けた 2,000 円の補助金にはこの政策の一端が表われている。

こうした政策について北海道廳長官は「法律勅令閣令ノ北海道ニ施行シ難キモノアリト思量スルトキハ其意見を具へ内閣総理大臣ニ上申シ其省令ニ係ルモノハ主務ノ大臣ニ上申スルコトヲ得又北海道ニ須要ナリト認ムル所ノ法律命令ノ案ヲ具へテ内閣総理大臣又ハ主務ノ大臣ニ上申スルコト（勅令第 83 号北海道庁官制節録）」[公文類聚（内閣、026）]ができて、その認可を受けて実行された。そこで、次に「農工業ノ奨励」政策の決定した過程を公文類聚（内閣、002）よりみてみよう。

明治 20（1887）年 4 月 8 日付けの岩村長官から大蔵大臣松方正義宛への上申書によると①開墾奨励金の対象は馬耕農業のみであった。②工作製造業の起業については、利子は 3 朱以上 5 朱以下、補給年限は 3 年以上 10 年以内となっていた。利子や年限は資本額の多寡、事業成功の難易、実利を生むまでの期間、公益への貢献度などを「精密ニ斟酌調査シ」決定することとしていた。経費は道廳予算で支弁することも明記されていた。

松方正義からの明治 20 年 4 月 14 日付けの返答には工作製造業の利子補給期間を 6 年間とすること、いずれの利子補給（開墾奨励金と保護会社）についても事業の性質、人

名、金額等を精査し、そのつど報告することが求められていた。

岩村長官は明治20年5月14日付けでこの返答に沿って修正した内容をもって再び上申している。そこには農業、工業いずれであれ「其出願ヲ待テ初テ補給ヲ許否スルニ非ズシテ、先ヅ此特別ノ方法ヲ設ケ置キ、富農豪商其他有為ノ者ヲ鼓舞シ、予メ保護ノ途ヲ示シ、利ヲ以テ之ヲ誘ヒ、以テ事業ヲ興サシメントスルニ他ナラズ」とあるように、認可に当たり道廳はその事業の性質・金額・人名等を精査し成功する確率の高い事業や個人・会社を選抜することを明記している。

明治20年6月7日付で大蔵大臣松方正義は北海道廳が実施しようとしている利子補給制度の一部に修正を求めて、これを閣議にかけるよう内閣総理大臣伊藤博文に伝えている。修正部分は、開拓奨励金については馬耕、人耕の区別をしないこと、満5年以内に20町歩以上の土地を開墾したときは、その費用を1反歩当り7円とし、1年4朱の割合で開墾後10年間費用（利子）を補給すること、工作製造業の起業については資本金3万円以上を投資したものへ5朱以下の利子で6年以内を補給期限とするなどであった。これらは岩村長官の演説内容と同じである。

ただし、岩村長官のこの政策も北海道土地収税法やまだ実現していない汽船運航（森一室蘭間、小樽一増毛間）への補助金政策との関連で疑問が提示されていた。この疑問は上記の公文類聚の明治20年6月7日付の書面に付箋として貼付されているが、内容を読む限りでは本道関係者が記したもののようである。

北海道土地収税法とは次のとおりである。北海道の地租は地価の100分の1であった。これは内地（本州）と比べて1分5厘だけ低い。地味や収穫高を考慮せずに一律に課税してきたことは本道の農業にそぐわない。そこで岩村長官は5年ごとに収穫高を算出し、そこから徴収する「収税法」（いわゆる北海道土地収税法、第3条）を制定するよう希望していた。これは明治20年2月12日に岩村長官から大蔵大臣松方正義へ送られた上申書の内容である（公文類聚、内閣、040）。これに対して疑問が起こるのも当然であろう。なぜなら、開墾奨励金の支給に加えて土地収税法による地租の減免を受けるのであればあまりにも虫が良すぎるからである。

汽船運航への補助金政策の内容と顛末は以下のとおりである。小樽増毛間は日本郵船会社（資本金額に対し年8分の利子補給を受けていた会社）が定期航行していた。毎年、3月中旬より11月中旬まで1ヵ月5回の運航をしているが、冬季は増毛以南の住民の交通手段が遮断される状態になっていた。道廳にとって、この状態を打開し住民への便宜を図るための政策を優先すべきであるというのも当然の疑問である。そこで道廳が1ヵ年3,000円の保険料のうち1,500円を補助することによって、冬季の運航回数（矯龍丸と根室丸の2艘）を1ヵ月3回として、住民への便宜をはかる政策をとった。この上申書は明治21年9月25日に北海道廳長官永山武四郎から大蔵大臣松方正義、通信大臣榎本武揚へ送られ、同年10月19日に大蔵大臣から請議が出され、同年10月15日内閣総理大臣黒田清隆によって補助金支給の請議が決議された（公文類聚、内閣、026；『北海道勸業月報』第11号、明治21年、pp.51~52）。

こうした過程を経て「農工業ノ奨励」政策の内容は明治20年6月10日に稟議により許可された。興産社は明治21（1888）年8月から明治26（1893）年7月までの5年間、「利子ヲ保証給與スル」会社として合計1万1,899円の補給を受けた。興産社はこの補給金を開墾事業の費用にあてたようである（『北海道毎日新聞』明治33年5月29日）。補給会社になることによって製藍事業を本業として位置づけることになった興産社は原料である藍を道内耕作者から購入するときにはその価格について北海道廳長官から許可

を得ること（命令書第2条）、製品の販売先、収益に至るまで道廳へ報告する義務があり（命令書第4条）、製藍事業は道廳の管理下に置かれることになる。

利子補給会社として認定されるにあたり、興産社は明治21年7月9日に「社業擴張ニ付願」を提出しているが、この書類の最後に「特別ノ御詮議」を以って許可して欲しいという文言がある。この出願は許可されるのであるが、2代目北海道廳長官永山武四郎から届いた「指令」には「特別ノ詮議ヲ以テ許可」したという文言がある。この「特別ノ詮議」という文言と詮議の内容は謎のままである。

#### 4. 興産社の出願内容、道廳からの指令と命令書

興産社が利子補給会社となるために提出した出願内容、北海道廳長官永山武四郎からの指令と命令書は以下のとおりである。これは『北海道庁勸業年報』（第3回、pp.197~199）に掲載されたものである。なお永山武四郎から担当大臣への上申書、命令書の原文は公文類聚（内閣、027）に掲載されている。

興産社の「社業擴張ニ付願」から出願の目的をみると、第一は原料の葉藍を道内の藍作農家から購入することを通じて藍作を奨励し、本道における製藍業を成功させ、製藍業の優秀性を内外へアピールすること、第二は社業を擴張するために必要な器械の増設や家屋の建増等臨時の出費が嵩み、当初より会社の利益を確保することが困難であること、から「特別ノ御詮議ヲ以テ總株金5万圓ニ對シ相當ノ利子御補給」をして欲しい、というものである。原料を道内で調達することを約束し、この出願が本道における藍作の奨励にもつながることを強調している。

資本金を5万円へと増資した背景には、筆頭株主となる蜂須賀茂韶侯爵が明治20年9月に興産社へ立ち寄り「其製藍事業を見て、大いに称揚せられ」たことがきっかけであり、瀧本五郎から株主になるよう依頼していた（『北海道毎日新聞』明治33年5月29日）。

なお、意図は不明であるが興産社は明治20年11月8日に北海道廳へ「事業一切を示すが為めに」上申書を提出している。これは翌年に提出する「社業擴張ニ付願」の布石であったかもしれない。この上申書に記された事業報告内容（明治20年10月まで）によると、新開墾地面積8町歩、藍製造所2棟（260坪）、自社作藍による製藍高3,125貫目、購入葉藍による製藍高6,643貫目、合計9,768貫目となっている。原料の葉藍は札幌、白石、丘珠、篠路及びび仁木村の61戸より購入していること、購入方法は委託栽培であること、翌年の予定播種面積も報告されている。文面からは独自に藍作を奨励し、製藍事業の有望性を窺わせるものとなっている。さらに付言として輸入の増加ししつあったインド藍への対応についても注意を喚起していた（『北海道毎日新聞』明治33年5月27日）。

北海道廳長官永山武四郎からの「命令書」は全7条からなるものであった。

第1条、明治21年8月から明治26年7月までの5年間を利子補給会社の認定期間とし  
資本金額に対し年5朱までの補給をする。

第2条、道内藍耕作者から購入する葉藍の価格は毎年北海道廳長官の許可を得て決めること。

第3条、認定期間中、定款の変更、資本金の増減、負債を起こすなどするときは、株主総会において議決し、北海道廳長官の認可を得てから実行すること。

- 第4条、認定期間中は収支報告書を毎年12月に北海道廳長官へ届け出ること。  
第5条、認定期間中は諸帳簿・財産物件を検査することがある。  
第6条、この命令書の条項に違反することがあれば、命令書を取り消すことがある。  
第7条、必要があれば、第1条以外の命令を変更することがある。

北海道廳長官永山武四郎が大蔵大臣伯爵松方正義へ送った「上申書」の内容は次のとおりである。興産社は本道に入植以来専ら藍作・製藍業を営み、明治21年3月に資本金を5万円へ増資し一層社業を拡張するために必要な資金を確保するよう利子特別補給を出願してきた。これまで本道における藍作は地味に適し好成果を得てきた。当社においても昨年度6,640貫の製藍実績（これは購入葉藍による製藍高である一増田）がある。さらに製藍業が栄えれば、国民の需要にも応えられ、本道の一大産業にもなりうる。「農民ヲ奨励シ藍作ヲ保護スル」ためには当初より利益を確保することが困難であると判断し、当廳の予算によって当社を「利益保証」会社として認定した。文言「農民ヲ奨励シ藍作ヲ保護スル」は命令書の第2条と興産社の「社業擴張ニ付願」の原料葉藍を道内の藍作農家から購入することに反映されている。総じて、本道での藍作と興産社の実績から製藍業はさらに成長可能性の高い産業であると紹介されている。

「特別ノ詮議」をして認定したわけであるから製藍事業の実績のみならず、入植時からおこなってきた開墾事業の実績、移民の受け入れ実績も評価されたものと思われる。なぜなら5年間の認定期間中に純益を得たのはわずか1年限りであるが、道廳の興産社に対する事業評価をみると、製藍業は損失を出しているが、これは資本金を取り崩すほど深刻な金額ではない。同社が高く評価されるべきことは、明治26年までに約224町余の開墾をし、さらに継続しているので固定資産が増加していることであり、現状の開墾地面積を1反歩8円で評価すると土地の評価額は約1万7,900円となる、と報告されているからである（『保護会社捷覧』）。ただし、この肯定的な評価も鵜呑みにはできない。なぜなら後に触れるように、この評価が出された頃、帝国議会において政府は保護会社に対する管理・運営をめぐる攻撃を受けていたからである。唯一、興産社への醜聞を聞かないが、成果の上がらない事業を保護したわけであるから、自らを否定するような評価は出したくなかったのであろう。

以下に、興産社の出願内容、道廳からの指令と命令書の原文を掲載しておく。

#### 社業擴張ニ付願

本社設立以来既ニ六ケ年相立種々困難有之候得共最初ノ目的相貫度百方計画漸維持罷在候処本年三月株主總會ノ節種々評議ノ末資本金増額合計金5萬圓ト相定メ事業擴張ニ相決シ即別冊定款ノ通一切改正仕製造ノ原料ハ専ラ御廳下農家ニ於テ耕作ノ葉藍ヲ購求益々製藍ノ業ヲ盛大ナラシメ一ハ本道製藍ノ聲價ヲ内外ニ増シ一ハ本社設立ノ素志ヲモ貫徹仕度候得共社業擴張ノ際器械ノ増設家屋ノ建増等臨時ノ出費尠カラス最初ヨリ會社ノ利益ヲ見シコト容易ノ義ニ無之候ニ付事情御洞察特別ノ御詮議ヲ以テ總株金5萬圓ニ對シ相當ノ利子御補給被成下度候様願候也

札幌郡篠路村

興産社副社長

瀧本五郎印

明治二十一年七月九日  
北海道廳長官永山武四郎殿

指令

願之趣特別ノ詮議ヲ以テ許可候條別紙命令書之通心得ヘシ  
明治二十一年九月十七日 北海道廳長官永山武四郎

命令書

石狩國札幌郡篠路村  
興産社

- 第一條 其社純益ノ配當一ケ年五朱ニ上ラサルトキハ本年八月ヨリ明治廿六年七月マデ満五ケ年間現株金額ニ對シ年五朱マデノ不足額ヲ補給スヘシ  
但本文純益配當トハ其社總入金ヨリ營業費及起業費償還ノ爲メ入金高ノ貳拾分ノ一ヲ引去リタル自餘ノ金額ヲ云フ
- 第二條 利益補證年限中其社ニ於テ北海道人民ヨリ購入スル葉藍ノ價格ハ毎年北海道廳長官ノ許可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ
- 第三條 利益補證年限中左ノ各項ハ株主總會ニ於テ議決ノ上北海道廳長官ノ認可ヲ經テ執行スヘシ  
一 定款ヲ更正スル事  
二 資本金ヲ増減スル事  
三 負債ヲ起ス事
- 第四條 利益補證年限中其社収支計算並ニ營業上諸般ノ景況ハ毎年十二月北海道廳長官ニ届出ツヘシ
- 第五條 利益補證年限中北海廳長官ハ臨時官吏ヲ派シ其社ノ諸帳簿及財産物件ヲ檢査セシムルコトアルヘシ
- 第六條 其社ニ於テ此命令書ノ條項ニ違背シ又ハ事業ヲ怠タルトキハ北海道廳長官ハ此命令書ヲ取消スコトアルヘシ
- 第七條 北海道廳長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ第一條ヲ除ク外此命令書ヲ更正スルコトアルヘシ但此場合ニ在テハ豫メ其事由ヲ明示スヘシ

右命令ス

明治廿一年九月十七日 北海道廳長官永山武四郎

興産社利益保証認可ノ義ニ付上申

管下石狩国札幌郡篠路村興産社ナルモノハ徳島県民ノ結社ニ係リ専ラ藍業ヲ営ミ来タリ

候処本年三月ニ至リ更ニ資本金ヲ五万円ニ増加シ一層社業拡張ニ付株金ニ対シ相当ノ利子特別補給相成度出願候処元來藍ハ本道ノ地味ニ適シ佳良ノ結果ヲ奏スルハ従来ノ經驗ニ徴シテ疑ワス客歲該社ニ於テ製藍セシモノ既に六千六百四十貫目ニ達シ本業益々隆盛ニラハ藍作廳立至下人民消流ノ便ヲ得将来本道一大物産ヲ興起可致ハ勿論ニ候得共農民ヲ奨励シ藍作ヲ保護スル等当初ヨリ利益ヲ得難キ事情モ有之候條二十年五月当廳天第六三号伺ニ対シ同年六月十日貴省第三七三五号御指令ノ範圍内ニ於テ別紙命令書写ノ通利益保証ノ義当廳限り処分致候間此段申候也

明治二十一年十月十九日

北海道廳長官永山武四郎

大藏大臣伯爵 松方正義殿

## 5. 疑問の提示

開墾奨励金については、その元になる（馬耕）農業保護法の存在そのものが確認できない。そのため法が施行されたか否かも不明である。前述したように、これが施行されていれば、農業会社や個人による開墾事業は促進されたことであろう。また興産社も多額の恩恵を受けたことであろう。この農業保護法については前年に北海道土地払下規則が施行されているので、この規則との関係でその存在の有無、政策意図の考察を試みる必要があるかもしれない。現状では、開墾奨励金の支給や受給を裏付ける史実の存在も確認できていない。

次に、利子補給会社の認定を巡る謎を提示する。

疑問 1. 興産社は出願と指令において、「特別ノ御詮議ヲ以テ」出願し、「特別ノ詮議ヲ以テ許可」されている。なぜ、「特別ノ詮議」なのか。興産社以外に4社へ利子補給が実施されたが純粋な民間会社で「特別ノ詮議ヲ以テ許可」されたのは興産社のみである。そこで、この「特別ノ詮議」の内容が謎なのである（『北海道毎日新聞』明治33年5月29日には「種々の調査の後」と表現されている）。これを考える一つのヒントは保護会社の設立過程にあるかもしれない（『新北海道史 第四卷通説三』（pp.19~33、pp.286~315）。利子補給の内容（つまり「農工業ノ奨励」政策の根幹である開墾奨励金と利子補給会社）は政府へも上申され認可されている。がしかし、保護会社については、設立後、会社の運営や管理をめぐって初期議会＝帝国議会（明治23年＝1890開設）＝衆議院の攻撃の的<sup>（注8）</sup>となったようである。この攻撃は多くが北海道炭鉄道会社と札幌製糖会社に対するものであるが（『新北海道史 第四卷通説三』pp.40~41）、攻撃の的を考察すれば認定会社の特徴が分かり、興産社が「特別ノ御詮議」を願い、永山長官が「特別ノ詮議」をした理由の一端も解明できるかもしれない。

ただし、これらの攻撃は興産社が保護会社として認定された後におこなわれたものであること、そして札幌製糖会社や札幌製麻会社は本道の農業を奨励するために原料を本道のみから調達するよう命令書において命じられていたにもかかわらず、輸入をしていたこと（公文雑纂、内閣、件名番号009、明治25年・第18巻・議会）、そしてこの輸入を道廳が見逃していたこと、さらに前2社（炭鉄道会社；皇室・華族・政商によってつくられた大企業であり官の介入が大きかったこと、札幌製糖会社；道廳や旧尾張藩出

身者、さらに皇室財産を加えてつくられたこと）や紋鼈製糖会社（道廳が株主として出資していたこと、道廳が社長や取締役を選任すること、さらに地所・工場・建物・製糖器械を貸与されたこと）と違い、興産社は純粹に民間資本で運営されていたこと、命令書を遵守したのは興産社のみであったともいえる状況、さらに醜聞を聞かないことからすると、「特別ノ詮議」をした理由は謎のままである。

疑問 2. 利子や補給年限は資本額の多寡、事業成功の難易、実利を生むまでの期間、公益への貢献度などを「精密ニ斟酌調査シ」決定することになっていた。命令書によれば、興産社は 5 年間の利子補給を受けた。興産社以外の札幌製糖会社・北海道製麻会社は 6 年間、紋鼈製糖会社は 10 年間、北海道炭鉱鉄道は 8 年間である。「農工業ノ奨励」によれば利子補給の年限は 6 年以内である。この補給年限や補給条件等の違いはどんな根拠に基づいているのか（『新北海道史 第四卷通説三』 pp.299~305。特に、p.303 には年次別の利子補給額の一覧表が掲載されている。これは『保護会社捷覧』に掲載されている数値をまとめたものである）。この違いは北海道廳が育成しようとしている「其成績大ニ望ミアル」産業の中にもさらに将来本道の経済を牽引するリーディング・インダストリーがあったということである。補給期限を過ぎても長く存続したのは北海道炭鉱鉄道会社と北海道製麻会社（後に、帝國製麻会社札幌工場となる）とであった。補給年限が最小であるとはいえ、興産社の製藍事業が認定された背景を考察することにより、当時の産業保護政策の機軸がどこにあったのかを解明できるであろう。また、認定に際しての政治上の人間模様を明らかにできるかもしれない。

## 6. 「特別ノ詮議」の詮索

ここでは興産社が「利子ヲ保証給與」される会社として認定された背景を次の諸点から考察する。特に、「特別ノ詮議ヲ以テ許可」された理由として考察する。

### (1) 人間関係からの考察

前述したように興産社と岩村長官その秘書官（新居敦二郎）と理事官（青江秀）は親密な関係にあったことは事実である。ここではもう一つの史実を紹介したい。

北海道毎日新聞（明治 20 年 10 月創刊明治 34 年 8 月廃刊）初代社主であった阿部宇之八の実父は瀧本五郎、養父は阿部興人である。宇之八は、明治 19（1886）年 4 月に来道するが、その理由は宇之八本人の述懐によると、興産社の資金繰りに疲労困憊していた実父の瀧本五郎を慰め勇気づけるためであった（『北海道毎日新聞』明治 33 年 5 月 26 日）。しかし養父阿部興人と宇之八との間で交わされた書簡によると、宇之八も実父・養父に劣らぬ起業家精神に富んだ人物であり、北海道で一事業を興す希望をもっていたことがわかる。特別な計画もないまま渡道するわけにもいかず、まずは道廳の官吏にでもなっておいおい事業を興す心ずもりであった。このとき阿部興人は大蔵省主計官（地方財務課長；明治 19 年 3 月から明治 22 年 8 月まで。後に大阪府書記官として転任する。『阿部宇之八傳』 p.299）の要職にあり、宇之八の希望を聞いて、新居敦二郎や青江秀たちに連絡をとった。宇之八は着札後、すぐにこれらの秘書と理事官を訪問（岩村長官は不在であった）して就官を依頼し認められ約 1 年余の官吏生活をしてきた。つまり今という縁故（コネ）就職をいとも簡単に実現できるほど、阿部興人と道廳とは親密な関係にあったことがわかる（『阿部家文書』 125；永井、1985、pp.12~13）。



興産社が「利子ヲ保証給與」される会社として出願する準備は岩村長官の在任期間中（明治19年2月に就任し明治21年6月には退任）におこなわれ、2代目永山武四郎長官になってから出願（明治21年7月9日）しているのも、前述した興産社と岩村長官との関係からすると準備にあたり岩村長官から助言をもらった可能性はある。また、このとき阿部興人は大蔵省主計官地方財務課長の要職にあったので北海道という地方の開拓に必要な政府資金を優先配分できるだけの政治力を持っていたことも想像できる。

しかし、この政治力は発揮されることがなかったようである。つまり岩村長官は国庫に頼らない本道の開発を目指していたからである。「起業殖産ノ盛ナルニ従ヒ本道ノ為ニ要スル費用ハ総テ本道ヨリ生スル所ノ収入ヲ以テ之ヲ支出シ（中略）国庫ノ補給ヲ仰ガサルニ至ルノ経営ヲ為ント欲ルナリ」（公文類聚、内閣、040）。

それは北海道収入額を基礎として当分の間は国庫補助を180万円として年々の予算編成をしようとするものであり、その考え方は明治20年3月に制定された「北海道経費特別規定」にみることができる。しかし全国的な傾向ではあったが、この国庫補助は翌年には削減されている（『新北海道史 第四卷通説三』pp.31~32）。

そうだとしたとしても前述したように興産社と岩村長官との関係が親密であったことは明らかである。岩村長官も長官就任後の4月には篠路村の興産社を視察し事業継続のための補助金を提供する内諾を出していた。事実、興産社は明治19年11月に道廳より2,000円の補助金を支給された。この補助金は事業資金の逼迫していた興産社にとって恵みの金となった。他方、富士田（2004、p.42~43）が指摘しているように「利子ヲ保証給與」される会社の最低資本金額（3万円）を充たすために出願をする5ヵ月前に増資（5万円；明治21年3月）し、筆頭株主として蜂須賀茂韶侯爵を迎えるなど政治的ともいえる準備をしている。こうした人間関係は認可の判断をする永山武四郎長官及び道廳関係者の意思決定に少なからず影響を与えたかもしれない。それが「特別ノ詮議ヲ以テ許可」したという文言になったのであろうか。

別の推論もできる。それは「社業擴張ニ付願」を準備する段階での北海道廳長官が岩村通俊であり、その任期が2年半（明治21年6月14日元老院議官へ転任）でその後を屯田兵司令官であった永山武四郎が兼務したことである。兼務や人柄のためであろうか永山長官はとても多忙を極めたようで北海道土地払下規則による貸下げの事務が滞ってしまい、その事務処理能力が問われてもいた（『新撰北海道史 第四卷』p.15）。そんな多忙なときに出願してきたので、「特別ノ詮議」をしたのかもしれない。

永山武四郎と岩村通俊との人間関係が良くなければ、親岩村派であった興産社は永山長官に向かってこの「社業擴張ニ付願」が受理されなくてもしかたないという思いだったであろう。そんなことから「特別ノ御詮議」という文言になったのかもしれない。ただし、この推論は興産社側からの感想であって、公的文書を精査し処理する役所が政治家の個人的な感情で「特別ノ詮議」という文言を使用するとは考えにくい。やはり何か「特別ノ詮議」をしなければならないことがあったのであろう。

そこで岩村通俊と永山武四郎の性格をみしてみる。岩村は実行すべきことは快刀乱麻のごとく推し進める観があった。それは判官時代の岩村にみることができる（以下は河野、1975、pp.230~231を参照した）。岩村は高知懸人であり、当懸人の気質は“いごっそう”と言われるように、議論好きで、新しいことにチャレンジする進取の気性に富んでいた。これは自由民権運動を興した板垣退助や社会主義者幸徳秋水に代表される反権力、リベラルの気風にも表れている。若かりし頃、岩村は明治2年7月判官となり、東京に居留していた開拓使庁（東久世長官；開拓使の職階は長官→次官→判官で数名の判官が政務

を執っていた)の黒田清隆次官に代わって札幌の事務を担当し、札幌本府の建設と経営(明治4~5年)に努力した。その際、専断をもって定額外の3万円を支出している。この支出の中には後世御用火事、御用女郎屋など呼ばれる事業にも支出していた。この巨額の支出を黒田次官に報告しているが、憤怒した次官に対し、岩村は「交通不便一々具状して裁決を請うの暇なし、専断は実に已むを得ざるに出でたり」(p.231)と言い放っている。さらに明治5(1872)年10月の世にいう札幌会議において開拓使庁の予算、人員の削減に加えて、「(開拓使庁一増田)長官東京に在りて全島を指揮せんとするは不可なり、札幌本庁に在勤せらるべし」(p.232)ことを訴えていた。まさに権力に対しては歯に衣を着せぬ姿勢で臨んでいた。この札幌会議での発言も黒田次官の心頭に触れたようである。こうした上司と部下との確執からであろうか、岩村が後に北海道廳長官から元老院議員へと転任したとき(明治21年6月14日)、世評ではこの転任の理由として同年4月に内閣総理大臣の職に就いた黒田清隆の影響が大きいと言われたようである(『新撰北海道史 第四巻』p.15)。岩村の後任には黒田の直系である永山武四郎が就任した(高倉監修、1983、p.59)。

次に、永山武四郎の性格をみてみよう。安直ではあるがWikipedianによると、永山武四郎は鹿児島藩士であり、現役時代は屯田兵司令官として軍部内では一大勢力を誇っていたが、本人には政治的野心はなく、中央の政治抗争のためにその力を行使することはなかった、と紹介されている。また、北海道廳長官に就任する前には岩村通俊と共に上川原野を視察し、北海道の開拓については内陸から始めるべきだというほぼ同じような持論を持っていたようである。

少し詳しくみてみよう。以下は『新撰北海道史 第四巻』(pp.255~259)を参照した。岩村通俊は北海道廳長官になる前会計検査院長の在職中に上川原野を視察し、この地を拠点として北海道の開拓を進めることを考え、政府に建議を出している。東京、西京(京都)につき「北京を上川に奠(さだ)め」殖民局を置くという発想である。明治18(1885)年8月金子書記官の視察にあたり岩村通俊は永山武四郎(屯田兵司令官)他2名を同行させている。明治19年に岩村通俊は北海道廳長官となり、仮道路を造成し、改修工事に着手したが、この計画は岩村の退任後2代目北海道廳長官となった永山武四郎が引き継いでいる。また永山武四郎は岩村長官の意志を受け継いで上川に離宮を設置する建議を内閣へ提出している。北京、上川離宮とも実現しなかったが、こうした話題より岩村通俊と永山武四郎は北海道の開拓では上川原野を拠点とするという点においてほぼ同じような発想をしていた。したがって2人が不仲であったという印象はない、と言える。

## (2) 製藍事業の将来性

政府による産業育成政策には官営化することと補助金を支給する方策が考えられる。開拓史時代には官営工場という直接保護方式が採用され、その後岩村長官の時代になると補助金の支給という間接保護政策が採用された。そこで補助金の支給による間接保護政策の是非であるが、すでに競合する企業が複数ある場合には特定の企業へ補助金を支給することは市場における有効な競争メカニズムを損なう恐れがある。

当時、すでに静内郡目名村(現在の静内町)には開拓使の援助により明治12(1879)年に藍靛製造所が設置され、明治16(1883)年まで事業を継続していた(富士田、1996)。有珠郡にも明治12年に製藍所が開設されている。有珠郡では藍作農家の多くが早くから製藍から販売までを家内型工業としておこなっていたようで(富士田、1998)、明治33年には製造農家数が138戸も存在した(平井、1989b)。明治21(1888)年に有珠郡製

藍組合が設立され明治 23 (1890) 年には解散している (徳島県立文書館「第 17 回資料紹介展」)。このように製藍業者は明治 14 (1881) 年にはすでに静内郡や有珠郡にも存在していたことがわかる (『新撰北海道史 第三巻』 p425)。

上記のように製藍業を営むものは興産社以外にもあり、互いにその製造技術を競っていたかもしれない。事実、興産社は長年努力をして明治 22 (1889) 年にインド泥藍の製造に成功していた。しかし先に紹介したように、有珠郡における藍作は他郡をはるかに凌いでおり、かつ政府 (官費) に依存しない家内型の製藍業が確立していた可能性が高いことからすると (富士田、1998)、保護されるべきは興産社というよりも有珠郡の個人や企業であったといえよう。そんな市場環境において利子補給を出願するので特別な計らいをして欲しい (興産社側)、また出願してきたので特別な計らいをした (永山長官・道廳側)、ということであろうか。

あるいは前述したように開拓使の援助により始めた静内郡での製藍事業がすでに 4 年間ほどで休止した経緯があったので、この事業を保護するだけの価値があるのか否かという点で、道廳は慎重に詮議を進めたのかもしれない。興産社は静内郡での休止事例があったにもかかわらず、特別に認めて欲しいという意図から「特別ノ御詮議」という文言になったのかもしれない。

また明治 17 (1884) 年頃から増え始めた外国産藍の輸入 (注 9) が明治 21 (1888) 年には一気に急増するなど、国内産藍の存続が危ぶまれていたことも製藍事業を特別視する要因になったかもしれない。急激に輸入が増えている理由を求められた横濱商法會議所は「價ニ於テモ使用法及び色合ニ於テモ、遙ニ本邦ノ藍玉ヨリ廉且ツ容易ナル・・・。」と農商務省総務局報告課へ回答している (三木與吉郎編、1960、p.171)。とりわけインド藍への日本国内における需要の高まりを警戒している。例えば、品質について青藍成分の含有量を比較すると、阿波 (徳島懸産) 藍 ; 8~12%、インド藍 ; 約 60%、化学染料 ; 94%である。また染色の手間も国内産藍を凌いでいた (中島、2000、p.22)。阿波藍については、その製法を改良すべく警鐘も鳴らされていた。

また徳島懸をはじめ国内ではインド藍の輸入が増えてくると、個人が会社 (明治 9=1876 年、蒼名社、久次兵次郎ら 8 名) を立ち上げてその栽培を試みる者がいた。輸入藍に対抗するため、輸送費を軽減する方策として、徳島懸では藍商たちが出資して阿波国共同汽船株式会社を設立 (明治 20=1887 年) している。また藍作農家へ安価でかつ良質の練粕を供給するために北海道でその生産を開始したり、藍以外の商品生産へと多角化経営する藍商もいた (三好、1996、p.99~100)。

こうした国内産藍の置かれた状況からすると、本州を消費地とする道産藍の将来性に期待が持てず「種々の調査 (特別ノ詮議) の後」興産社を保護会社として認可することになったのかもしれない。

### (3) 「特別ノ詮議」とは精査すること

これまでの詮索をすべて否定するもので、「特別ノ詮議」とは保護会社としての認定基準を充たすか否かを単に精査することなのかもしれない。「特別の精査」くらいの意味かもしれない。そうだとすると次にみるように開墾事業と製藍事業において実績のある興産社に対して「特別ノ詮議」をする必要があったのだろうか。

## 7. 興産社の貢献

興産社は利子補給の基本的な条件（「資本金参萬万圓以上」、「物産製造所ヲ新設スル如キ」など）を充たしていたし、「特別ノ詮議」をしなくても十分に認可されるべき実績をあげていた。ここでは興産社の実績をみる。

### (1) 小作開墾制度の導入

石狩国において開墾を促進するために小作開墾制度をいち早く導入し、開墾面積の拡大に貢献した。開墾の実績を上げるために、雇耕夫を小作人として独立させ開墾の技術を身に付けた者に開墾させることによりスムーズに開墾面積を拡大させている。雇用期間を5年とし満期まで勤めた者には懇成地1町5段歩を与えるなど、小作人の自作農化をも勧めていた（『函館新聞』明治20年3月30日）。後に、多くの大規模農場経営者が小作開墾制度を導入し始めた頃、瀧本五郎は「北海道で小作方法を行ったのは、己れが始めてである」と述懐している（『北海道毎日新聞』明治33年5月24日）。ただし、本道における最初の民間開拓会社である開進社（明治12年＝1879年）では既に小作開墾が実施されていたという指摘もある（高倉、1957、pp.13~14）。

明治25（1892）年度までに開墾された224町歩の面積は当時の金額で1万7,900円という資産価値になる（『保護会社捷覧』）。開墾とともに土地改良の一環として大小排水溝の開削にも実績を残している。排水溝の開削については、後年、瀧本五郎は道廳が排水溝の開削事業に力を入れたことを、それは自分が明治20年頃に力説し、またそれまでに自分が実践してきたことを見習っただけのことである、と自己の先見性を述懐している（『北海道毎日新聞』明治33年5月29日）。会社が売却される前の明治35年現在開墾面積は合計約1,012町7反4畝、開削した排水溝は3万6,100余間、開いた農道は1万2,700余間、防水門も7ヵ所に設けていた。もちろん開墾に携わる移民の受け入れにも貢献した。特に、藍栽培と製藍に取り組みはじめてから、藍に熟練した徳島懸下の農民を移民として多く受け入れたようである。移民については業者（明治24＝1891年：美馬郡岩倉村の丹波嘉五郎、明治25年：小西商会）と斡旋契約を結ぶまでになっていた。小作戸数は明治22＝1889年に35戸、明治30＝1897年に100戸、明治35＝1902年には総戸数125戸、うち徳島懸人89戸、新潟懸人30戸、他懸人であり、小作人の平均耕作面積は5~6町であるが中には17~18町を耕作する者もいた。小作人の中で馬を所有する者は約100戸、おおむね1戸に1頭いた。小作人たちは大抵「プラオ」「ハロー」は所有し馬耕農業をしていた（『殖民公報』第8号、pp.39~44；中村、1998、pp.116~117）。

### (2) 藍耕作の奨励

明治20（1887）年に道廳より2,000円の補助金を受理した後、近隣及び余市郡仁木村へ藍耕作の奨励に出かけている。耕作指導はもとより、藍の耕作に最も大切な排水に関する指導もしている。奨励策として、興産社は特約（委託栽培）制度を採用した。つまり、事前に作付面積を決め、それに相当する種子、肥料、その他の器械を貸与し、葉藍を全部買取り購入代金でこれらを精算する、という方式である。これは資金の乏しい小農への藍耕作奨励には適した方式であった。この特約制度によって札幌圏内及び仁木村での藍耕作面積は拡大した。当時の農業通信員から仁木村では亜麻生産農家数が減少し藍耕作農家数が増え、農業が一変したと報告されている（『北海之殖産』第36号、pp.23~24）。

例えば、明治21（1888）年の原料の購入先は石狩国札幌、石狩2郡の中の篠路、丘珠、苗穂、札幌、豊平、白石、月寒、宇野津幌、山鼻、琴似、高岡の10村及び後志国余市郡

仁木村等の91戸であり、興産社が藍作を奨励したこと、また天候に恵まれ、相当の収穫があった。奨励したことより「品位ノ割合ヨリ価格ヲ昇セテ購入」している。つまり、品質は劣るが少し高い値段で買い入れたということである。よって耕作者は相当な利益を得るとともに、さらに耕作者数が増えることになった。耕作者は1段歩当り16~17円の収益があり、肥料代や雑費を差し引いても7~8円の純益があった。仁木村へは内地の商人が買い付けに来たが、非常に安い値段での取引を要求されたようである。そこで耕作者たちは興産社に買い取ってくれるよう望んだので、社員が出かけて多くを買い取ってもいた（『北海道庁勸業月報』第12号、明治22年1月15日、pp.7~8）。

同じく、札幌郡琴似他11ヵ村、夕張郡角田村では明治21(1888)年から明治25(1892)年にかけて藍耕作農家数が増えている。これら地域におけるこの期間中の合計反別は25.59町、合計乾葉は24.36貫、合計売価は4,590円766銭となっていた。いずれの数値も篠路村、白石村、苗穂村、丘珠村において大きい。そして、これらの葉藍の購入者は興産社であった（『北海之殖産』第40号、pp.34~35）。

明治27(1894)年の調査によると、自社作の葉藍2万5,500キログラムに対し、特約による購入は10万1,250キログラムに達していた。全道でみても藍の作付面積は1,403ヘクタールにまで拡大し、興産社は本道における藍作の普及に大きな貢献をしたともいえる。藍作の普及によって余市郡仁木村では上等人夫の賃金(46~47円より35~36円)が騰貴していたことが報告されている（『北海之殖産』(第47号、明治27=1894年、p.248)）。

また興産社の製品は、明治23(1890)年に開かれた内国勸業博覧会で、有功一等賞の栄冠をえ、各地の共進会でも賞を受け、道産藍の品質の良さを喧伝することにも貢献した。こうしたことから販売高は明治27年には1万5,750キログラムに達した（『開拓の群像(上)』pp.109~110）。

### (3) 自力による「物産製造所ヲ新設」

保護会社の期間中を除けば、興産社の自社作藍量や購入葉藍量を示す正確な統計数値は存在しない。とりわけ保護会社に認定される前年の明治20(1887)年までの数値は必ずしも正確ではないが、道廳が刊行していた数種の関連雑誌に掲載された数値からすると、明治16(1883)年から明治20(1887)年までの合計購入葉藍(自社作藍量を含む)は約2万3,000貫ほどであった。製藍量については、さらに不明確である。これらの葉藍を製藍するために明治21(1888)年に保護会社となるまでに製藍場を4棟建設し、うち2棟(明治18=1885年; 梁間3間半桁行8間、明治19=1886年; 梁間6間半桁行20間)は自力で建設したものであった。残りの2棟(明治20年; 梁間6間半桁行20間を2棟)は道廳より補助された2,000円が使われた。

製造だけでなく、販売手法にも工夫・努力をしていた。つまり、藍の本場である徳島縣では藍商人は紺屋に直接売るのではなく、必ず仲買人を通しており、前年販売した藍代金を翌年に受け取るという慣例があったが、興産社はこの慣例を破り紺屋との間で現金取引を実現している。これは明治21年上州伊勢崎での話題であるが、明治24(1891)年頃になると販路を拡張した新潟県や青森県では染工に支払いの困難を強いることにもなったようである（『北海道毎日新聞』明治33年5月29日・30日）。また、この現金による直接取引は五代友厚が明治7年に興した製藍事業会社(朝陽館)による販売戦略でもあり、普及しつつあったこの手法を取り入れたにすぎないという指摘もある(富士田、1998、pp.6~7)。

#### (4) 製藍法の開発

社長の阿部興人は早くからインド製藍法の導入に取り組んでいた。明治7・8(1874・75)年頃から「藍青製社」の設立を企画し製造から販売、利益までの詳細な計画(「土靛製概算表」)を立てていた(『阿部家文書』1042、1043)。明治22(1889)年には日本の藍市場を脅かしつつあったインド製泥藍の製造に成功している。これは生葉より泥藍(泥状インヂコとも呼ぶ)を造るもので、インド藍よりも1貫当り1円44銭安価な泥藍の製造に成功していた(『保護会社捷覧』)。この価格であればインド藍に十分対抗できるというお墨付きを当時の農商務省の技手(師)よりもらっている(『北海之殖産』第3号、p.39)。インド製藍法への取り組みは、明治26(1893)年までおこなわれたようである(『北海道毎日新聞』明治33年5月30日)。

このように興産社は利子補給会社になるだけの実績を残し、北海道の発展に貢献してきた。出願しても認可されなかった個人、認可後責任者が音信不通となって補給が実施されなかった会社があったことを考えれば、興産社は認可にあたって「特別ノ詮議」をされなければならないような会社ではない、と言うことができる。

## 8. 展望

これまで岩村通俊の「農工業ノ奨励」政策に関係する謎を考察してきた。しかし、(馬耕)農業保護法についてはその存在の有無、その施行期間が確認できないままである。また(馬耕)農業保護法と北海道土地払下規則との関係を確認できる史料・史実も入手できていない。同様に、利子補給会社の認定制度の施行期間についても確認できていない。これについては紋鼈製糖会社が10年、北海道炭鉄道会社が開業から8年(同社への利子補給に対し批判が高まり明治30=1897年以降3年間は定額補給となり、11年間である。『新北海道史 第四卷通説三』p.303)なので、制度自体は明治32(1899)年頃まで存続していたことが想像できる。

興産社について「特別ノ詮議」の内容を解明するには他の認定会社との経営状況、事業の将来性などを比較考量する必要がある。これについては北海道廳長官から国へ提出された上申書の内容を認定会社間で精査・比較することによって各社の位置づけ(評価)を明らかにすることを通じて解明できるかもしれない。また補給年限の違いも明らかにできるかもしれない。

次に、「農工業ノ奨励」政策の効果を評価してみよう。製造工程に時間を要し、厳密な品質管理を要する製藍事業を本業とする興産社を利子補給会社として認定したことは北海道廳にとって必ずしも成功した政策とは言えないのではないだろうか。事実、前述したように5年間の利子補給期間中、興産社が製藍事業によって純益を得たのは補給最終年のみであった(『保護会社捷覧』)。ただし政策効果をみるには、興産社のみをもって評価してはいけない。なぜなら葉藍の購入価格を北海道廳長官の認可価格としたことによって、藍耕作への奨励効果は十分に発揮されたからである。この葉藍の多くは本州へ移出された可能性がある。ここまで議論を広めると、例え興産社が純益を得なくても積極的な政策効果はあったという評価もできるからである。また興産社が補給金を受ける目的は開墾事業の経費に充てるということであったが、比較的順調に進捗していた開墾面積からすると(この点は別稿で論じる)、もし実施されていれば、この経費の一部は(馬耕)農業保護法による開墾奨励金で賄われたはずである。このように岩村通俊の「農工業ノ奨励」政策は興産社との関係でみても、幾つかの疑問が解けないまま残っている。

これを解明するにはさらに広く史料を渉猟するしか方法はないのかもしれない。

最後に、政策論との関連で本道における藍の奨励政策を考える。本道の一部（有珠郡）を除いて、完璧と言ってもよいくらい藍作が衰退した外的要因として、確かに輸入藍（インド藍）の国内における需要の増加が指摘できるかもしれない（平井、1989a）。わが国の藍作りは、日清戦争（1894~95年）を頂点として、しだいにインド製品の進出に抑えられるようになったが、ひとり北海道の製品だけが明治34（1901）年頃まで競争に耐えていた。その理由として低品質<sup>(注10)</sup>であるがゆえに低価格であったことが幸いしたという指摘もある（平井、1989b、p.201）。

しかしこの低品質・低価格を活かすような発想が政策立案者であれば、道産藍の“寿命”も伸びたかもしれない。例えば、以下のような発想である。

藍は染色用の原料である限り、あくまでも最終製品に投入される中間投入要素である。この中間投入要素が補完財となって最終製品が完成する。政策論との関連で言えば、藍の補完財となる原料を生産する産業や企業を育成する必要があったのではないか。これは染色業や紡織業であり、その元となるのが綿栽培や養蚕である。藍の需要地は主に本州であった。そのため価格競争を不利にする多額の移送費用を負担せざるを得なかった。亜麻のように魚網やロープとして道内需要が見込めたのと違い、藍染め製品は高級品というイメージがあるが、道内で「地産地消」できるほど道民の所得は高くなかったのであろうか。興産社が所在した札幌では、明治23（1890）年には6,679戸（人口；2万4327人）で明治18（1885）年に比して、人口は約2.28倍増にまで成長していた。これは全道の約1.55倍増を上回っていた。この増加しつつある人口規模は藍を利用した商品への潜在的な需要者となりえたかもしれない<sup>(注11)</sup>。藍耕作、製藍事業を奨励するのであれば、その補完財となる産業や企業の育成が本道において不可欠であった。こうした視点からの「農工業ノ奨励」政策が必要であったと思われる。例えば、本道において馬鈴薯が畑作商品作物として成長した背景には、馬鈴薯から澱粉製造に成功し、それが綿織物の発展とともに糸の糊付用として利用され、需要が拡大したことが指摘されている（『北海道農業発達史』上巻、p.54には馬鈴薯から澱粉製造に成功したのは明治30=1897年という記述がある）。『北海之殖産』（第43号、p.21~22）には、すでに明治26=1893年には室蘭郡輪西村とその隣村で澱粉の製造業者がいたという報告（室蘭郡馬鈴薯澱粉製造景況、明治26年11月29日報、室蘭郡輪西村北海道農會通信委員添田欽允）もある。

紡織業については、『北海道庁勸業年報』（第3回、明治21年、pp.210~211）に「本道織物業未ダ盛ナラス唯札幌區郡及石狩郡ニ其産額ヲ見ルノミ」と報告されているように、明治19・20・21年において石狩國でわずかに観察されるだけである。この3地域における絹織物の産額は明治21（1888）年3,129円（671反；「たん」=布の大きさの単位で、大人1人前の衣料に相当する分量のことで、布では並幅で鯨尺2丈6尺または2丈8尺とされている）、明治20（1887）年3,504円（565反）、明治19（1886）年825円（498反）と報告されている。また上記の『勸業年報』（第1回、明治19年、pp.235~236）によると、地域別内訳はないが明治18（1885）年の絹織物の産額は1,764円という報告がされている。同じく、『勸業年報』（第1回、明治19年）には和洋織物業者数、紡績織物の輸出入なども報告されている。

さらに『北海之殖産』（第56号、pp.91~92）には北海道庁が調査した明治2（1869）年から明治26（1893）年までの本道における蠶（かいこ=さん）産額と織物産額が掲載されている。数値の確認できる最古の年代を見ると蠶の飼育戸数は、明治20（1887）年に

は1,172戸、掃立高は明治9年に370枚、真綿産額は明治8(1875)年に18貫、収繭高は明治7(1874)年に38石、生糸産額は明治6(1873)年に4貫、製種高は明治4(1871)年に500貫、そして織物産額は明治18(1885)年に1,764円となっている。いずれの数値とも増加傾向で推移している。

本道における藍の盛衰を綿栽培、養蚕や染色業・紡織業との関連で考察してみる必要がある。

## [注]

(1) 官営工場の事業成績(収益)は明治12年5月に「開拓使作業費出納条例」(開拓使達第5號)が制定されて、初めて明らかになった。それによると明治13(1880)年における官営工場の収益は、25工場のうち純益のあったのは8工場のみであった(『新撰北海道史 第六卷史料ニ』pp.491~493)。また別の資料によると、官営工場30のうち、赤字であったものは明治12年に9工場、明治13年に12工場、開拓使時代の最終年である明治14年に17工場となっていた(北海道拓殖銀行調査課、1942、pp.15~16; 原資料は大蔵省、1885、『開拓使事業報告』第5編会計pp.638~652である)。

こうした赤字経営は必ずしも非難されなかったようである。それは官業経営の目的が全道開拓のために各種の産業を興し、漸次民間へ移管する予定であって、当時相当の設備、技術をもたなければ民間事業として興すには困難であるがゆえに、官業で職工を養成し他日独立自営させるという効果を狙っていたからである、と言われている(北海道拓殖銀行調査課、1942、p.15)。

開拓使時代に民間事業が勃興・成長しなかった理由として、余りにも官営事業が過大すぎたようである。例えば、札幌についてみると「開拓使時代に於ける札幌の産業は官営の諸事業独り其の光彩を放ち民業は萎微として振はざりき。由来開拓使の官営事業は其の趣旨民業の奨励に在りと雖も其の施設頗る雄大にして当時の民度に適さざるもの多く又其の種類も頗る多方面に互り札幌の天地を挙げて一大官営事業場となし(中略)札幌の住民を挙げて開拓使の小作人、保護職工、雇職工人夫にあらずんば官費学生若しくは官吏たらしめ独立自営の民に至りては極めて僅少たらしめ(中略)民業の發達の余地あるを見ざりき。」と評価されている(北海道拓殖銀行調査課、1942、pp.17、原資料は『札幌區史』pp.722~724である)。

(2) 全ての移住形態を網羅しているわけではないが、関(1971)は明治2(1869)年から大正8(1919)年までの本道への401の移住形態と移住地を地図上にプロットしている。移住形態と移住年の分布をみると、直接保護政策から間接保護政策へと転換された明治19年以降農民の移住が顕著に増えている。これは本州における不景気や農村地域における小作に根ざした貧困から抜け出す者が多かったことによるのであろう。会社形態をとるものは21社にしかすぎない。そして興産社とほぼ同じ年代(明治15年; 札幌郡篠路村)に移住してきた開拓会社は11社ある。

(3) 開拓使は農業の振興を図り、農民の生活を維持するために「農産物消流施設」の必要性を知り、その対策を立てていた。例えば、明治5(1872)年から明治9(1876)年の記録によると、各支廳(札幌、函館)では農産物の買上げ価格を告示し現金ではなく官米と交換するなどして農民の生活を安定化させていた。買上げた農産物を原料として



味噌、醤油、酒、麦粉、魚網等を製造し、これらを地産地消するために、こうした商品が本州より移入してくるのを防止しようとしていた。原料そのものではなく、若干の加工もしていた。麦粉、麦酒はロシアへ輸出、生糸は横浜へ移出していた（『新北海道史 第三卷通説ニ』 pp.458~459；『新撰北海道史 第三卷』 pp. 448~449）。

(4) 別の資料をみても商品作物の中で藍の収益性の高いことが報告されている。有珠郡西紋鼈村での明治 20（1887）年における 1 反当りの収入は藍が 13.8 円、麻が 6.3 円、小豆が 4.6 円、大豆が 4.5 円と報告されている（『北海之殖産』第 22 号、p.32）。同じく、『北海之殖産』（第 11 号、pp.8~13；第 12 号、pp.18~23）には興産社の調査に基づく「北海道に於る藍作の心得」が紹介され、藍作 1 町歩当たり約 37 円程度の収益が見込めるといふ（数値は必ずしも正確でない—増田）試算表も掲載されている。収益性が高いことからであろうか、明治 26（1893）年になっても上川郡において藍の試作がおこなわれ、収穫量は 55 貫、1 枚の葉数は 20~25 枚であり、依然として肥料を施さない農法が試みられていた（『北海之殖産』（第 36 号、明治 26 年、p.40）。

(5) 江差の北海道興蚕社（明治 20=1887 年創立；『北海道庁事業功程報告』明治 22 年、pp.27~28）は補給会社として認定（明治 23=1890 年 2 月）されたが、経営者が音信不通となり、補給は実施されなかった。もう 1 件個人足立民治・今井藤七による出願があったが受理されなかった（『新北海道史 第四卷通説三』 p.299）。なお、足立民治は北海道庁所管の札幌紡織場製糸部に属する土地・建物その他の物品を無料で貸与された人物である（公文類聚、内閣、014）。

(6) 明治 25（1892）年以降、北海道でも稲作栽培が奨励され明治 26（1893）年には各地に稲作試験場も開設された（旗手、1959（3）、p.48）。

(7) 日本全体で葉藍の収穫高が急激に減少するのは明治 37（1904）年以降であるが、本道における藍作付面積は明治 34（1901）年頃より減少し始める（『新撰北海道史 第六卷史料ニ』 p.528）。興産社が保護会社となった翌年の明治 22（1889）年における藍作面積を本道の地域別にみると、胆振國=444 町歩（58.8%）、石狩國=175 町歩（23.2%）、後志國=95 町歩（12.7%）であった（『新撰北海道史 第四卷』 p.52）。

(8) 保護会社の管理・運営上の杜撰さ、官との癒着構造については『新北海道史、第四卷通説三、pp.40~41』に紹介されている。公文雑纂（内閣、019）・明治 25 年・第 18 卷・議会によると、札幌製糖会社、北海道製麻会社、北海道炭鉄道会社の管理・運営について、それぞれ質問者（衆議院議員、その賛同者）を違えて、明治 25（1892）年 5 月 9 日、11 日、23 日に政府へ質問書が送られている。これに対する答弁がない、あってもその内容があいまいであるということから、5 月 31 日にさらに質問書を送り、6 月 2 日に答弁書を得ていた。この答弁の遅れに業を煮やしたのか 6 月 3 日（の日付け）に議院法 48 条・49 条に基づき、質問者田中正造（賛同者 34 名）をもって政府へ答弁のないことが問いただされていた（公文雑纂、内閣、008、009、019、明治 25 年・第 18 卷・議会）。なお、藤田九万から岩村通俊へ送られた明治 24 年 11 月 7 日付の書簡によると、北海道炭鉄道会社や雨竜農場については第 3 代北海道廳長官になった渡辺千秋による綱紀肅正の一環として、厳しく糾弾されたようである（伊藤・坂野、1970、pp.80~81）。

(9) 外国産藍の輸入は、天然乾藍（いわゆるインド藍と呼んでいる）と人造藍に分けられる。独立した項目として貿易統計表（『日本貿易精覧』）に人造藍が明記されるようになったのは明治 35（1901）年からである。これ以前の輸入藍はほとんどが天然藍であると思われる。貿易統計表によると、天然藍の輸入は明治中頃から増大する。明治維新から 20 年間の平均輸入量は 2.6 万斤にすぎない。絶対量で見ると、明治 19（1886）年には 83,439 斤であるが、その後、明治 21（1888）年になると 28.4 万斤、明治 25（1892）年には 48.3 万斤、明治 29（1896）年には 95.4 万斤、明治 30（1897）年には 100 万斤を凌駕し、すでに明治 30 年代初頭には 200 万斤にまで接近し、明治 36（1903）年には 163.4 万斤となっていた。明らかに、輸入藍は明治 20 年代から増加していた。興産社が保護会社であった期間中（明治 21 年から明治 26 年）では平均輸入量は 34.7 万斤であり、明治 21 年から製藍業を休止した明治 30 年までをみると平均輸入量は 49.2 万斤となっていた（東洋経済新報社、1975、『日本貿易精覧』 pp.220~221）。明らかに、輸入藍は国内の藍耕作や製藍業に影響を与える勢いで増加していた。

当時、外国産藍の主な輸入港は横浜港、神戸港と大阪港などであり、明治 16（1883）年から明治 31（1898）年にかけては横浜港が外国染料の 6~8 割を占めていた（長谷川彰、1973）。天野（1986、pp.252~255）は横浜港を主要な輸入港としていたことに注目し、この輸入増の影響は関東地方における藍作農家や藍商に表われていることを検証している。特に、武州織物（武州とは武蔵の国の別称；現在の東京都・埼玉県及び神奈川県の一部）の染色法に外国産染料が与えた影響を検証している。

輸入藍の影響は藍作の本場である阿波國を直撃した観があり、阿波藍の衰退が「阿波國衰頹」の一大原因と言われ、懸人口の過剰感が政治問題化していた。この過剰な人口は北海道への移住奨励策、屯田兵への志願者数の増加に表れているという指摘もある（平井、2001、pp.5~7）。

(10) 北海道産藍の品質が低いという見解については慎重に評価しなければならない。品質の優劣については時系列で評価する必要がある。『北海道開拓雑誌』（第 22 号、明治 13 年、pp.526~528）には阿波藍と静内藍との染色にかかわる製造原価を比較したデータが紹介されている。比較をするにあたって、優秀（著実=ちやくじつ）な染工を東京開拓使出張所より雇っている。結果は静内藍がより安価であるということであった。その内容は以下のとおりである。静内藍 5 種類、10 貫目、原価は 67 円 45 銭で生浅黄（きあさぎ）922 反 6 分を染めることができた。1 反当り製造原価（藍元代金）は 7 銭 2 厘 3 毛である。阿波藍 6 種類、120 貫、原価（145 円 50 銭、藍問屋より購入した代金）で 1,722 反 3 分を染めることができた。1 反当り藍元代金は 8 銭 4 厘 4 毛 8 である。結果、静内藍が 1 銭 2 厘 1 毛 8（約 1 割 7 分）だけ安価であった。

さらに静内藍 12 種類、192 貫、原価 148 円 89 銭 2 厘を川越の藍染屋に試染めをしてもらった。薄花色（うすはないろ）2,876 反 7 分を染めることができた。これは 1 反当り藍元代金 5 銭 1 厘 7 毛ほどになる。阿波藍と比べると、3 割 8 分ほど安価である。いずれにしる静内藍はこれに運送費を加えたとしても阿波藍よりも安価になる。

こうしたことからすると道産藍の品質が低いという評価は富士田（2006、pp.210~211）が指摘したように新規参入者の道産藍を排除する戦術として阿波藍商人等による「でっち上げ」の可能性もある。こうした道産藍への中傷は東京の藍市場において道産藍が回るようになる明治 20 年頃になると激しくなったようであり、それは阿波藍商たちの道産藍（低価格・高品質）に対する脅威の裏返しでもあったのであろう（三好、1996、

pp.105~106)。

当時、藍は保護奨励作物であったため生産から販売までの流通チャネルを政府（開拓使）が管理していた。栽培上、注意すべきことは、地力維持のためには藍作は輪作をすることである。しかし北海道の多くの開拓地では無肥料連作耕作のために地力の低下が甚だしかった。大量の金（魚）肥が投入されていたようであるが連作のために地力自体が低下したようである（平井、1989b、p.58 の脚注 32）参照。平井（1992）は静内産藍の品質が落ちた理由として、栽培法上の問題に限らず、生産から買い手までへの流通取引にかかわる開拓使の行政手腕のまずさを解明している。

品質についても興産社自身は注意を払っており、明治 21（1888）年の製藍品については阿波国産の中、上に相当すると見込んでいる。また同年、日高国新冠郡高江村静内郡下々方村（しもげほう）等では葉藍 5,000 貫目余りを収穫したが、品質が悪かったので、興産社は買い入れを止めている（『北海道庁勸業月報』第 12 号、明治 22 年 1 月 15 日、p.8）。すでに静内郡産の藍については明治 13（1880）年時点において、阿波産藍価格の 3 割 8 分引きと評価されていた（平井、1992）。

興産社は明治 20 年代前半には製藍業が順調に進展したが、同後半になると劣等な葉藍の大量購入にともなう製品品質の粗悪化が顕著になる。『北海之殖産』（第 68 号、明治 28 年、pp.81~82）によると、明治 28（1895）年の購入葉藍は 7 万 2,014 貫 260 目であり、これは前年度に比べて 4 万 4,758 貫 770 目の増加であった。この増加の原因は作付け反別の増加によることのみならず日清開戦のために本州からの買い付け人の来道が減り、興産社が全てを購入することになったからである。製藍能力に限界があったのであろうか自社作 6,149 貫 200 目は葉藍のまま他の業者へ販売していた。収穫時期に雨天の日が多く、収穫時期が遅れたことによって葉藍も劣等品が多かった。そのため製品の品質も落ちたようである。この年明治 28 年の主な販売先は新潟懸であり、製品 1,600 俵を送付したが「品質劣悪の結果は売行上に影響を及ぼし」年内に販売できたのは 630 俵のみであった。その他愛知懸名古屋、青森懸弘前、山形懸米澤等へも送付したが販売はままならず、当該年における在庫は 1,992 俵になったことが報告されている。製品在庫増や販路の縮小とともに製藍事業は縮小され、明治 30（1897）年には製藍事業を中止した。その後は本来の目的である開墾事業へと転換していく。そして明治 37（1904）年には会社自体が売却されることになる。

(11) 明治 18（1885）年の札幌での戸数（人口）は 3,801 戸（人口；1 万 668 人）であり、これが明治 23 年には 6,679 戸（人口；2 万 4,327 人）となっている。また全道では明治 18 年に 5 万 7,151 戸（27 万 6,419 人）が明治 23（1890）年には 8 万 6,403 戸（42 万 7,128 人）へと増加していた（榎本、1981、p.259）。

## 参考文献

阿部宇之八伝記刊行会（1933）『阿部宇之八傳』。

天野雅敏（1986）『阿波藍経済史研究—近代移行期の産業と経済発展—』吉川弘文館。

伊藤隆・坂野潤治（1970）「岩村通俊関係文書」『史学雑誌（三）』、第 79 巻第 1 号、pp.44~104。

榎本恵（1981）『北海道の歴史』北海道新聞社。

河野常吉（1975）「開拓使の三判官」『河野常吉著作集 II 北海道史編（一）』北海道出版企画センター、pp.223~237。

- 関秀志 (1971)「北海道移住・開拓図の試作について」『新しい道史』、第 9 卷第 6 号、pp.1~20。
- 高倉新一郎 (1957)「北海道開進社顛末」『経済学研究 (北海道大学)』、11 号、pp.1~27。
- 東洋経済新報社 (1975)『日本貿易精覧』、pp.220~211。
- 中島宏一 (2000)「徳島県人に見る北海道移住の一形態—染物業・旧近藤染舗を事例として—」『調査研究中間報告 3』北海道開拓の村、pp.7~35。
- 中村英重 (1998)「V 徳島—藍の国の再生と移民送出」『北海道移住の軌跡 移住史への旅』、高志書院、pp.97~126。
- 永井秀夫 (1983)「北海道開拓政策の転換—道庁の設置を中心として—」高倉新一郎監修・関秀志編集『北海道の研究 第 5 卷近・現代編 I』清文堂出版 pp.38~65。
- 永井秀夫 (1985)「札幌初期の新聞」『札幌の歴史』第 8 号、札幌市教育委員会文化資料室編集、pp.5~14。
- 旗手勲 (1959)「北海道における小作制大農場の研究—華族組合農場と蜂須賀農場— (3)」『北海道農業研究』(北海道立農業研究所)、pp.42~66。
- 長谷川彰 (1973)「明治期における阿波藍と国内市場—外国藍との対抗関係を中心にして—」『桃山学院大学経済経営論集』第 15 卷第 2 号、pp.123~147。
- 平井松午 (1989a)「北海道における藍作農家の耕作地主化」『立命館地理学』、第 1 号、pp.45~59。
- 平井松午 (1989b)「北海道藍の地域的展開」浮田典良編『日本の農産漁村とその変容』大明堂、pp.191~204。
- 平井松午 (1992)「開拓使保護政策下における北海道静内郡藍業の展開」『徳島大学教養部紀要 (人文・社会科学)』、第 27 卷、pp.69~113。
- 平井松午(2001)「徳島県における屯田兵の募集と北海道移住」『徳島県立文書館研究紀要』第 2 卷 (徳島県立文書館編)、pp.1~13。
- 富士田金輔 (1995)「北に渡った藍—余市郡仁木村の場合」『北海道を探る』、第 28 号、pp.130~162。
- 富士田金輔 (1996)「北に渡った藍 (その 2) —「静内郡藍麻製造取扱規則」とその歴史的役割」『北海道を探る』第 30 号、pp.16~49。
- 富士田金輔 (1998)「北に渡った藍 (その 3) —今にのこる伊達の藍」『北海道を探る』第 31 号、pp.164~205。
- 富士田金輔 (2003)「伝統の技法に支えられ今に生きぬく北の藍」『民具マンスリー』、第 35 卷 11 号、pp.1~12。
- 富士田金輔 (2004)「札幌における藍づくりと篠路興産社」『札幌の歴史』、第 47 号、札幌市教育委員会文化資料室編集、pp.34~47。
- 富士田金輔 (2006)『ケプロンの教えと現術生徒—北海道農業の近代化をめざして』北海道出版企画センター。
- 北海道総務部行政資料室編集 (1969)『開拓の群像 (上)』北海道、pp.107~113。
- 北海道立総合研究所 (1963)『北海道農業発達史』(上巻)、北海道立総合研究所。
- 北海道拓殖銀行調査課 (1942)「明治初期に於ける北海道の工業」『道樞産業調査報告書』、第 4 輯、北海道拓殖銀行調査課。
- 三木與吉郎編 (1960)『阿波藍の栽培及製法』三木産業株式会社。
- 三木與吉郎編 (1974)『阿波藍譜 史料篇下巻』三木産業株式会社。
- 三好昭一郎 (1996)『阿波藍史』阿波銀行。

## 資料

阿部宇之八『北海道毎日新聞』「故瀧本五郎大人」明治 33 (1900) 年 5 月、27 日、29 日、30 日。この文献は明治 33 年 5 月 10 日から同年 6 月 3 日まで連載されている。

そして若林功 (昭和 24=1949 年)「藍で開拓した瀧本五郎」『北海道開拓秘録 第 2 篇』月寒学院、pp.110~149 に再録されている。

『阿部家文書』文書目録番号、125、1042、734、1043、北海道立図書館。

大蔵省『開拓使事業報告』第 5 編会計 (明治 18=1885 年)、北海道出版企画センター。

『故岩村通俊事蹟』(出版社・年不明)。

札幌県『札幌県報』第 36 号、(明治 18=1885 年)。

札幌区『札幌区史』(明治 44=1911 年)。

北海道『殖民公報』第 8 号、(明治 35=1902 年)、北海道出版企画センター。

北海道編『新北海道史 第三卷通説ニ』(昭和 46=1971 年)。

北海道編『新北海道史 第四卷通説三』(昭和 48=1973 年)。

北海道編『新撰北海道史 第三卷』(平成 2=1990 年)。

北海道編『新撰北海道史 第四卷』(平成 2=1990 年)。

北海道編『新撰北海道史 第六卷史料ニ』(平成 3=1991 年)。

徳島県立文書館「第 17 回資料紹介展 徳島県人の北海道移住」(平成 11=1999 年)。

『函館新聞』「興産社創立以来の顛末」(明治 20=1887 年 3 月 30 日)。

学農社『北海道開拓雑誌』第 22 号 (明治 13=1880 年)。

北海道庁第二部『北海道庁勸業月報』第 9 号付録 (明治廿十年農業集談會報告) (明治 21=1887 年 10 月 15 日)、第 11 号 (明治 21 年 12 月 15 日)、第 12 号 (明治 22=1888 年 1 月 15 日) (龍溪書舎、平成 4=1992 年、『明治後期産業発達史資料』第 120 巻に収載)。

北海道『北海道庁事業功程報告』(明治 22 年・23=1890 年)。

北海道『北海道庁勸業年報』第 1 回 (明治 19=1886 年)、第 2 回 (明治 20 年)、第 3 回 (明治 21 年)、第 5 回 (明治 23 年)、第 10 回 (明治 26=1893 年)。

勤農協會『北海之殖産』第 3 号 (明治 23 年 8 月)、第 11 号 (明治 24 年 4 月)、第 12 号 (明治 24 年 5 月)、第 22 号 (明治 25 年 4 月)、第 36 号 (明治 26 年 6 月)、第 40 号 (明治 26 年 10 月)、第 47 号 (明治 27 年 5 月)、第 56 号 (明治 28 年 2 月)、第 58 号 (明治 28 年 4 月)、第 68 号 (明治 29 年 2 月)。

北海道『北海道農会報』第 13 号 (明治 35=1902 年)。

『保護会社捷覧』請求番号、190、北海道立文書館、(明治 28=1895 年)。

## 公文類聚、公文雜纂など

「北海道庁長官ハ法律命令ノ北海道ニ施行シ難キモノ又北海道ニ須要ナリト認ムル所ノ法律命令ハ案ヲ具ヘテ内閣ニ上申スルコトヲ得」公文類聚 (内閣、件名番号 026)・第 10 編・明治 19 年・第 1 卷・政体・親政体例・詔勅・布告式・制度雜款。

「北海道庁新潟県民相謀リ殖民社ヲ組織シ拓地殖民ニ従事スルノ願ヲ容レ移住者ニ金円ヲ支給スルヲ許ス但墾地無代価ニテ下付スルヲ許サス」公文類聚 (内閣、件名番号 015)・第 10 編・明治 19 年・第 35 卷・土地・土地諸則~開墾。

- 「北海道水産税則ヲ定ム」公文類聚（内閣、件名番号 040）・第 11 編・明治 20 年・第 26 卷・租税門・徴収諸規・地租・印税・海関税。
- 「北海道農工事業奨励ノ為メ同道庁経費内ヲ以テ利子補給ヲ許ス」公文類聚（内閣、件名番号 002）・第 11 編・明治 20 年・第 42 卷・民業門 1・殖産勸業諸事。
- 「北海道庁所管札幌紡織場製糸部ニ属スル土地建物其他ノ所物品共満三ヶ年間無料ニテ士族足立民治ニ貸与ス」公文類聚（内閣、件名番号 014）・第 11 編・明治 20 年・第 44 卷・民業門 3 工事。
- 「北海道庁甜菜製糖会社及興産社利益補給ノ件ヲ認許ス」公文類聚（内閣、件名番号 027）・第 12 編・明治 21 年・第 28 卷・財政 5・収支。
- 「小樽増毛間冬季航海船補助金ヲ支給ス」公文類聚（内閣、件名番号 026）・第 12 編・明治 21 年・第 28 卷・財政 5・収支。
- 「衆議院議員田中正造ヨリ北海道幌内郡春別鉄道及炭鉱外五項ニ係ル質問ニ対シ答弁書ノ件」公文雑纂（内閣、件名番号 008）・明治 25 年・第 18 卷・議會。
- 「衆議院議員田中正造外六名提出北海道炭鉱鉄道会社ニ関スル質問書内務逓信兩省へ送付ノ件」公文雑纂（内閣、件名番号 009）・明治 27 年・第 31 ノ上卷・第 6 回議會。
- 「衆議院議員河野広中外一名ヨリ北海道殖民開拓ニ対スル施政ノ方針外五件質問ニ対シ答弁書ノ件」公文雑纂（内閣、件名番号 009）・明治 25 年・第 18 卷・議會。
- 「衆議院議員田中正造ヨリ河野広中外三名ノ質問ニ対シテ未タ答弁ヲ得サルモノ理由質問ノ件」公文雑纂（内閣、件名番号 019）・明治 25 年・第 18 卷・議會。

補表1. 道内における葉藍の作付面積、収穫高等

道内の作付面積は興産社が保護会社に認定された頃から拡大している。  
 収穫高には、増減はあるものの増加傾向で推移している。  
 明治34年頃から減少する兆しがみえる。

興産社関連 の備考	作付反別 (町)	収穫高 (貫)	1反歩 収穫高(貫)	作付、 15年=100	収穫、 15年=100	
	明治7年	na	229	na	na	1.46
	8	na	na	na	na	na
	9	na	240	na	na	1.53
	10	na	2,100	na	na	13.38
	11	na	1,890	na	na	12.04
	12	na	23,256	na	na	148.14
	13	na	11,294	na	na	71.94
会社設立(徳島) 開拓開始	14	na	10,967	na	na	69.86
	15	38	15,699	na	100.00	100.00
	16	10	5,283	na	26.32	33.65
	17	39	14,619	37	102.63	93.12
	18	20	7,647	38	52.63	48.71
	19	17	12,979	73	44.74	82.67
	20	152	59,178	39	400.00	376.95
保護会社認定	21	419	146,670	35	1,102.63	934.26
	22	754	216,267	29	1,984.21	1377.58
降霜害	23	213	63,480	30	560.53	404.36
天候不順	24	213	62,816	29	560.53	400.13
価格高騰	25	258	85,017	33	678.95	541.54
保護会社最終年	26	434	126,147	29	1,142.11	803.54
	27	852	294,696	35	2,242.11	1877.16
	28	584	172,405	30	1,536.84	1098.19
製藍業休止	29	1,417	183,270	13	3,728.95	1167.40
	30	888	257,413	28	2,336.84	1639.68
	31	744	179,081	24	1,957.89	1140.72
	32	886	204,375	23	2,331.58	1301.83
	33	1,083	270,475	25	2,850.00	1722.88
	34	507	166,734	33	1,334.21	1062.07
	35	503	97,365	19	1,323.68	620.20
	36	422	143,630	34	1,110.53	914.90
売却	37	123	41,960	34	323.68	267.28
	38	295	83,795	28	776.32	533.76
明治15年から30年	平均	394.250	107,724	-	-	686.18
	変動係数	1.034	0.879	-	-	-
明治21年から26年	平均	381.833	116,732	30.833	-	-
	変動係数	0.543	0.508	0.082	-	-
明治17年から30年	平均	-	-	34.143	-	-
	変動係数	-	-	0.377	-	-

注. 明治23年の作付面積には北見を含まない。明治17年から32年までの1反歩収穫高は少数第1位を四捨五入した出所。三木與吉郎編(1974)『阿波藍譜 史料篇下巻』pp.162~172。

明治29年より統計の取り方に変更がある。北海道庁勸業年報は『拓殖年表』と改題されている。

明治33年より再度『勸業年報』に戻る。

原資料は明治7年から14年『北海道庁第8回勸業年報』、明治15・16・17年は

『札幌懸勸業課第1・2・3・4回勸業年報』、その他は『北海道庁勸業年報』である。

補表2. 全国の葉藍作付面積と収穫高等

作付面積、収穫高ともに興産社が売却された明治37年頃から減少に転じている。  
大正末期から急激に減少している。これらは輸入藍の増加によると言われている。

興産社関連 の備考	作付面積 (町)	収穫高 (1000貫)	1反歩当りの 収穫量 (貫)	作付、 17年=100	収穫、 15年=100	
	明治10年	na	15,784	na	na	129.43
	11	na	9,355	na	na	76.71
	12	na	9,071	na	na	74.38
	13	na	11,102	na	na	91.04
会社設立(徳島)	14	na	13,420	na	na	110.05
開拓開始	15	na	12,195	na	na	100.00
	16	na	26,649	na	na	218.52
	17	30,734	11,612	35	100.00	95.22
	18	na	na	na	na	na
	19	na	na	na	na	na
	20	50,257	15,550	31	163.52	127.51
保護会社認定	21	na	na	na	na	na
	22	na	na	na	na	na
降霜害	23	na	na	na	na	na
天候不順	24	na	na	na	na	na
価格高騰	25	44,050	15,448	35	143.33	126.67
保護会社最終年	26	na	na	na	na	na
	27	46,852	16,087	34	152.44	131.91
	28	49,079	17,373	35	159.69	142.46
	29	49,190	17,979	37	160.05	147.43
製藍業休止	30	50,712	19,416	38	165.00	159.21
	31	48,872	17,759	36	159.02	145.63
	32	47,825	18,796	39	155.61	154.13
	33	46,827	18,297	39	152.36	150.04
	34	41,391	14,611	35	134.67	119.81
	35	37,940	14,637	39	123.45	120.02
	36	36,358	15,872	44	118.30	130.15
売却	37	25,447	10,910	43	82.80	89.46
	38	19,452	9,199	47	63.29	75.43
	39	16,994	8,593	51	55.29	70.46
	40	14,688	7,343	50	47.79	60.21
	41	12,592	7,725	53	40.97	63.35
	42	9,546	4,995	52	31.06	40.96
	43	9,223	5,233	57	30.01	42.91
	44	9,387	3,230	60	30.54	26.49
	大正1年	5,345	3,406	64	17.39	27.93
	2	4,111	2,651	64	13.38	21.74
	3	4,614	2,499	64	15.01	20.49
	4	6,668	3,901	59	21.70	31.99
	5	9,203	5,978	65	29.94	49.02
	6	6,079	3,434	49	19.78	28.16
	7	5,570	2,717	49	18.12	22.28
	8	5,789	2,957	62	18.84	24.25
	9	5,096	3,204	63	16.58	26.27
	10	4,533	2,613	58	14.75	21.43
	11	4,691	2,222	47	15.26	18.22
	12	3,993	1,702	43	12.99	13.96
	13	2,259	1,171	52	7.35	9.60
	14	1,398	952	68	4.55	7.81
	昭和1年	1,124	515	46	3.66	4.22
	2	1,311	585	45	4.27	4.80
	3	1,254	668	53	4.08	5.48
	4	908	454	50	2.95	3.72
	5	522	279	54	1.70	2.29
	6	484	274	57	1.57	2.25
	7	423	230	54	1.38	1.89
	8	411	208	51	1.34	1.71
	9	376	187	50	1.22	1.53
	10	373	181	49	1.21	1.48

出所. 大阪絵具染料同業組合編 (1938) 『絵具染料商工史』

大阪絵具染料同業組合pp. 1195~1197より作成した。

1反歩収穫高は『阿波藍に関する諸統計』 pp. 139~414より作成した。



補表3. 阿波藍の作付面積と葉藍収穫高等

輸入藍が急増した明治20年代においても阿波藍の作付面積、収穫高、販売数量ともに大きな変動はない。  
 これらが減少するのは興産社が売却された明治37年頃以降である。  
 一方、1反歩当りの収穫高は増加する傾向にある。これは輸入藍に対抗して収量を増やすよう地質や栽培方法に改良がなされたからであろう。

興産社関連 の備考	作付面積 (町)	収穫高 (1000貫)	販売数量 (貫)	1反歩の 収穫高(貫)	価額 (1,000円)	作付、 15年=100	収穫、 15年=100	販売、 15年=100	1反、 15年=100	価額、 15年=100
明治11年	na	na	197,829	na	4,734	na	na	70.66	na	74.49
12	na	na	278,320	na	5,554	na	na	99.41	na	87.40
13	na	na	293,872	na	6,309	na	na	104.96	na	99.28
会社設立(徳島) 開拓開始	14	12,216	3,754	273,639	30.73	6,439	101.13	98.32	97.73	101.32
15	12,080	3,818	279,983	31.61	6,355	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
16	12,229	3,811	262,097	31.61	5,504	101.23	99.82	93.61	100.00	86.61
17	11,941	3,660	267,939	30.65	5,573	98.85	95.86	95.70	96.96	87.69
18	12,073	3,559	200,734	29.48	3,813	99.94	93.22	71.70	93.26	60.00
19	12,170	3,692	228,455	30.33	4,135	100.75	96.70	81.60	95.95	65.07
20	12,476	3,969	280,976	31.81	5,113	103.28	103.95	100.35	100.63	80.46
保護会社認定	21	12,664	3,945	280,245	31.15	5,100	104.83	103.33	100.09	80.25
22	12,560	3,889	301,848	32.17	5,584	103.97	101.86	107.81	101.77	87.87
降霜害	23	12,963	3,313	252,100	25.56	4,614	107.31	86.77	90.04	72.60
天候不順	24	14,631	3,741	278,718	25.56	3,989	121.12	97.98	99.55	62.77
価格高騰	25	11,421	2,846	270,006	24.91	3,925	94.54	74.54	96.44	61.76
保護会社最終年	26	13,668	3,516	290,753	25.72	5,204	113.15	92.09	103.85	81.37
27	13,335	3,944	326,237	29.57	6,035	110.39	103.30	116.52	93.55	94.96
28	13,619	4,638	356,193	34.06	7,230	112.74	121.48	127.22	107.75	113.77
29	12,770	4,736	328,888	37.08	6,692	105.71	124.04	117.47	117.30	105.30
製藍業休止	30	12,620	4,885	296,789	38.91	6,232	104.47	127.95	106.00	98.06
31	13,007	4,378	289,458	33.65	5,152	107.67	114.67	103.38	106.45	81.07
32	13,711	5,016	341,384	36.58	5,359	113.50	131.38	121.93	115.72	84.33
33	14,729	4,736	339,102	32.15	5,120	121.93	124.04	121.12	101.71	80.57
34	13,087	4,183	305,623	31.95	4,523	108.34	109.56	109.16	101.08	71.17
35	13,741	4,800	307,511	34.93	4,182	113.75	125.72	109.83	110.50	65.81
36	15,098	5,856	281,563	38.78	3,660	124.98	153.38	100.56	122.68	57.59
売却	37	11,107	3,880	173,896	34.93	2,191	91.95	101.62	62.11	110.50
38	6,082	2,522	163,278	41.46	2,008	50.35	66.06	58.32	131.16	31.60
39	8,361	3,282	260,374	39.25	3,358	69.21	85.96	93.00	124.17	52.84
40	7,541	2,781	271,127	36.86	3,551	62.43	72.84	96.84	116.61	55.88
41	5,145	2,314	289,993	44.96	3,581	42.59	60.61	103.58	142.23	56.35
42	4,310	1,627	257,641	37.75	3,220	35.68	42.61	92.02	119.42	50.67
43	4,842	2,571	183,471	53.09	2,359	40.08	67.34	65.53	167.95	37.12
44	2,151	1,113	146,775	51.74	2,201	17.81	29.15	52.42	163.68	34.63
45	2,888	1,363	146,839	47.19	2,276	23.91	35.70	52.45	149.29	35.81
明治15年から30年	平均	12,701	3,873	281,373	30.636	5,319				
	変動係数	0.062	0.134	0.134	0.130	0.194				
明治21年から26年	平均	12,985	3,542	278,945	27.512	4,736				
	変動係数	0.083	0.117	0.061	0.117	0.143				
明治14年から45年	平均	10,976	3,629	266,676	34.881	4,509				
	変動係数	0.334	0.296	0.207	0.201	0.319				

出所. 作付面積、収穫高は長谷川(1973)第1表、p.126より作成した。原表は『徳島県統計書』である。

販売数量と価額は『絵具染料商工史』p.1198~1199より作成した。

1反歩収穫高は『阿波藍に関する諸統計』p.7より作成した。

補表4. 外国藍（天然藍、人造藍）の輸入量と価額等

天然藍の輸入量は五代友厚が「朝陽館」を創業し、阿部興人が「藍青製社」の設立を企画した頃から増え始めている。輸入量当りの価額も、その頃から増加しており、こうした実業人・政治家が輸入藍に脅威を感じたのもうなずける。その後、輸入量は明治20年代に一層の増加をし、興産社が製藍事業を休止する明治30年には160万斤を上回っていた。興産社が売却された明治37年以降、天然藍は人造藍の輸入にとって替わられることになる。

興産社関連 の備考	1. 天然乾藍					2. 人造乾藍				
	輸入量 (斤)	価額 (円)	輸入量 ÷円	輸入量、 15年=100	輸入量、 35年=100	輸入量 (斤)	価額 (円)	輸入量 ÷円	輸入量、 35年=100	
明治1年	6,670	1,743	3.83	68.69	..	..	..	..	..	
2	12,600	4,757	2.65	129.76	..	..	..	..	..	
3	21,680	8,546	2.54	223.27	..	..	..	..	..	
4	41,441	20,859	1.99	426.79	..	..	..	..	..	
5	57,268	28,724	1.99	589.78	..	..	..	..	..	
6	13,414	3,187	4.21	138.15	..	..	..	..	..	
朝陽館(五代友厚)	4,148	968	4.29	42.72	..	..	..	..	..	
藍青製社設立企画	32,858	6,689	4.91	338.39	..	..	..	..	..	
7	21,659	4,353	4.98	223.06	..	..	..	..	..	
8	32,628	7,094	4.60	336.02	..	..	..	..	..	
9	32,420	7,365	4.40	333.88	..	..	..	..	..	
10	25,138	9,098	2.76	258.89	..	..	..	..	..	
11	11,598	2,902	4.00	119.44	..	..	..	..	..	
12	7,779	9,272	0.84	80.11	..	..	..	..	..	
会社設立(徳島)	9,710	12,638	0.77	100.00	..	..	..	..	..	
開拓開始	22,888	34,678	0.66	235.72	..	..	..	..	..	
13	1,537	1,381	1.11	15.83	..	..	..	..	..	
14	5,132	6,342	0.81	52.85	..	..	..	..	..	
15	67,102	85,518	0.78	691.06	..	..	..	..	..	
16	83,439	56,654	1.47	859.31	..	..	..	..	..	
保護会社認定	284,751	155,721	1.83	2932.55	..	..	..	..	..	
21	397,160	250,471	1.59	4090.22	..	..	..	..	..	
降霜害	265,360	201,071	1.32	2732.85	..	..	..	..	..	
天候不順	239,604	186,857	1.28	2467.60	..	..	..	..	..	
価格高騰	483,458	386,193	1.25	4978.97	..	..	..	..	..	
保護会社最終年	412,306	444,208	0.93	4246.20	..	..	..	..	..	
25	248,938	329,861	0.75	2563.73	..	..	..	..	..	
26	444,128	581,370	0.76	4573.92	..	..	..	..	..	
27	954,134	1,067,257	0.89	9826.30	..	..	..	..	..	
製藍事業休止	1,196,134	1,538,022	0.78	12318.58	..	..	..	..	..	
30	1,806,276	2,270,814	0.80	18602.22	..	..	..	..	..	
31	1,768,728	2,903,829	0.61	18215.53	..	..	..	..	..	
32	1,851,673	3,902,559	0.47	19069.75	..	..	..	..	..	
33	1,243,790	2,665,043	0.47	12809.37	..	..	..	..	..	
34	1,196,441	2,415,629	0.50	12321.74	100.00	221,445	682,352	0.32	100.00	
35	1,634,575	3,325,000	0.49	16833.93	136.62	349,813	1,025,816	0.34	157.97	
売却	268,988	500,377	0.54	2770.22	22.48	765,116	1,617,301	0.47	345.51	
36	276,143	507,141	0.54	2843.90	23.08	1,131,403	2,322,598	0.49	510.92	
37	275,490	567,972	0.49	2837.18	23.03	1,763,866	3,878,900	0.45	796.53	
38	346,285	752,964	0.46	3566.27	28.94	2,319,261	5,123,741	0.45	1047.33	
39	85,852	181,952	0.47	884.16	7.18	2,383,305	5,238,652	0.45	1076.25	
40	128,398	249,646	0.51	1322.33	10.73	2,086,626	4,396,657	0.47	942.28	
41	78,431	153,940	0.51	807.73	6.56	1,523,121	3,238,460	0.47	687.81	
42	15,015	30,008	0.50	154.63	1.25	1,769,962	3,724,313	0.48	799.28	
43	45,225	81,473	0.56	465.76	3.78	897,688	1,879,739	0.48	405.38	
44										
45										
明治15年から30年	平均	319,736	333,640	1.06						
	変動係数	1.067	1.269	0.335						
明治21年から26年	平均	347,107	270,754	1.37						
	変動係数	0.281	0.433	0.225						
明治1年から45年	平均	365,742	576,937	1.62						
	変動係数	1.498	1.729	0.892						

出所 東洋経済新報社(1975)『日本貿易精覧』pp.220~211より作成した。  
この統計表に始めて人造染料(アニリン染料)が登場するのは明治16年である。  
ここではインド藍(天然藍)と主にドイツ染料(人造染料)を取り上げた。